

# 所沢市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

令和 年 月

所 沢 市



# 目 次

第 1 章 計画策定の主旨 .....	1
1. 策定の目的 .....	1
2. 一般廃棄物処理基本計画とは .....	2
第 2 章 ごみ処理の現状 .....	5
1. 所沢市のごみ処理体制 .....	5
2. ごみ排出量の実績と組成分析調査 .....	8
3. 中間処理量の実績 .....	12
4. 資源化量の実績とリサイクル率★ .....	14
5. 埋立量の実績と埋立対象物発生割合 .....	17
6. ごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量とごみ焼却発電 .....	18
7. ごみ処理に係る事業費 .....	20
8. 国、県及び所沢市の食品ロスの現状★ .....	21
9. 家庭系ごみ排出量及びリサイクル率の他自治体との比較 .....	24
10. ごみ処理の課題 .....	25
第 3 章 ごみ処理基本計画 .....	27
第 1 節 基本方針 .....	27
1. 基本理念と基本方針 .....	27
2. 施策体系 .....	28
3. 目標値と将来ごみ量 .....	29
4. 人・もの・自然の絆を大切にする人の育成（横断的な施策）★ .....	34
第 2 節 今後の取り組み★ .....	36
1. 『もったいない』社会の形成 .....	36
2. ごみ処理に要するエネルギー消費の低減 .....	40
3. ごみの適正な処理の推進 .....	42
第 4 章 生活排水処理基本計画 .....	45
第 1 節 生活排水処理の現状 .....	45
1. 処理体系 .....	45
2. 生活排水処理人口及び普及率 .....	46
3. し尿等収集処理の現況 .....	47
4. 生活排水処理の課題 .....	48
第 2 節 基本方針 .....	49
1. 処理目標 .....	49

2. 基本方針.....	49
3. 生活排水処理計画.....	50
第5章 計画の進行管理.....	51
資料編.....	53
1. 市の概況.....	55
2. ごみ処理.....	63
3. 生活排水処理.....	85

★：食品ロス削減推進計画関連項目

# 第1章 計画策定の主旨

## 1. 策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の発生の抑制及び発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理、また「循環型社会」の形成を目指して、計画的に廃棄物処理を推進するための基本方針となるものです。

廃棄物処理は、生活環境の保全をしながら適正な処理・処分を行うことはもちろんのこと、限られた資源の有効活用や最終処分量の削減、温室効果ガス排出抑制の観点から、ごみの発生・排出抑制や再利用・再生利用を重視する方向に移行しています。

法制度面においても廃棄物処理やリサイクルに係る法律が整備されており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）については、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

平成 27 年には、持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標である S D G s（持続可能な開発目標）が掲げられました。国では、「第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月）」や「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」（以下「循環基本計画」といいます。）、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年 10 月）」（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 年 4 月）」（以下「プラスチック資源循環法」といいます。）が策定され、廃棄物をはじめとする環境問題の解決に向けた取り組みに加え、食品ロスの削減やプラスチック資源循環に関する考え方が取り入れられました。

このように廃棄物処理を取り巻く社会環境の変化に伴い、所沢市（以下「市」といいます。）においては、昭和 61 年度に一般廃棄物処理基本計画を策定して以来、概ね 5 年毎に改訂を重ねてきました。

今回、所沢市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）の改定においては、食品ロス削減推進法第 13 条の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を内包するとともに、所沢市まちごとエコタウン推進計画との整合を図り、更なる循環型社会の形成を推進する計画として、基本理念はそのままに内容を大幅に刷新しました。

## 2. 一般廃棄物処理基本計画とは

### 2.1 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法 第6条第1項」に基づき、市のごみ処理に関する基本的事項を定めるものです。計画の策定にあたっては、環境基本法及び循環型社会形成基本法等の関連法令との整合を図るとともに、所沢市総合計画及び所沢市マチごとエコタウン推進計画との整合を図りました。

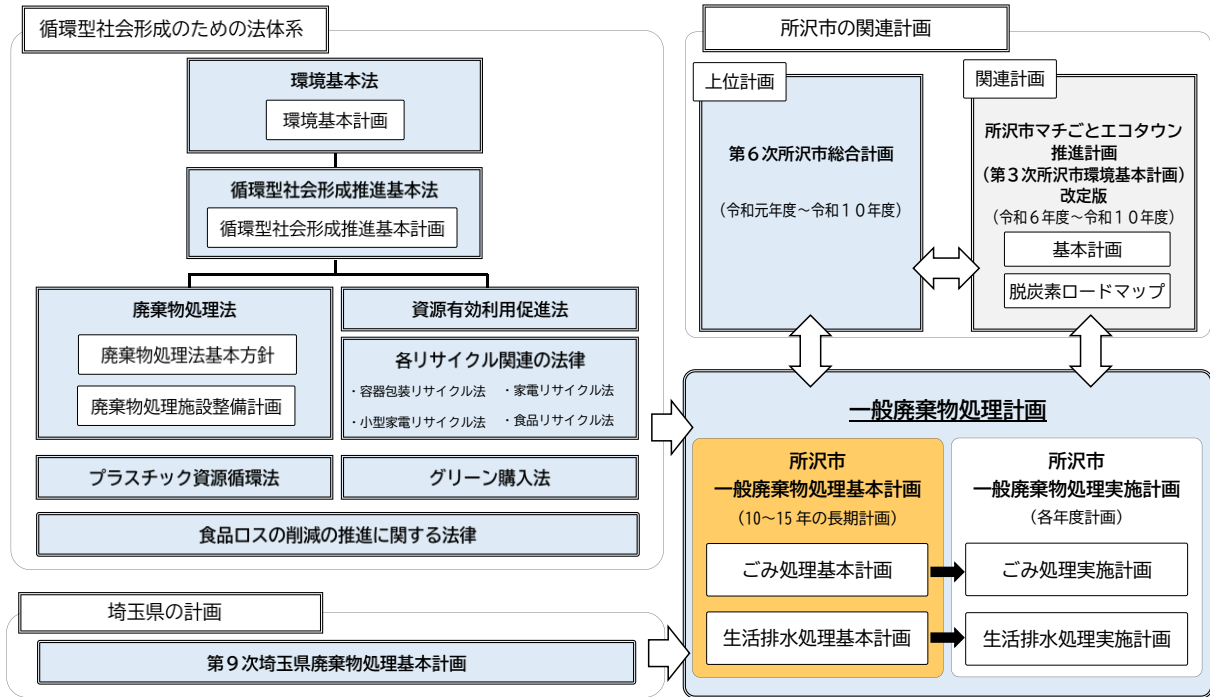


図 1-1 本計画の位置づけ

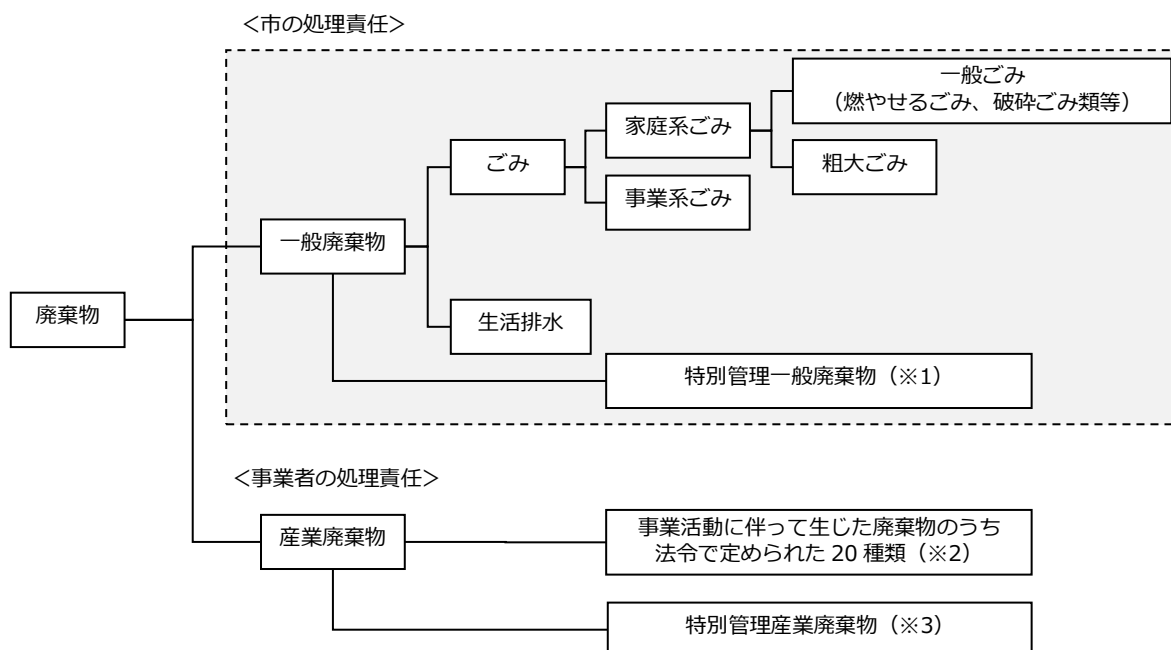
## 2.2 計画の範囲

### (1) 計画対象地域

本計画の対象地域は、市内全域とします。

### (2) 計画対象廃棄物

本計画において対象となる廃棄物は、市内全域から発生する一般廃棄物とします。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したもの等）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

図 1-2 計画の対象となる廃棄物

### (3) 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和20年度の15年間とします。

## 2.3 ごみ処理基本計画の策定について

ごみ処理基本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定めます。

### (1) ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの排出抑制及び集団資源回収等の実施によるごみの減量等を勘案して、ごみの種類別に発生量及び処理量の見込みを定めます。

### (2) ごみの排出抑制のための方策に関する事項

廃棄物の排出を抑制するために、市民、事業者、市それぞれの適切な役割を定めます。

### (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するためには、排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集する必要があります。市においては、ごみ処理基本計画に分別区分等を定め、計画的な分別収集、再生利用を進めます。

### (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法、処理方法ごとの処理主体について定めます。また、処理の方法については、収集・運搬、中間処理（再生利用を含む。）及び最終処分について、それぞれ定めます。

### (5) ごみ処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設については、施策体系の収集・運搬、中間処理、最終処分を勘案して、施設の種類ごとに施設能力、処理方式等について定めます。

### (6) 食品ロスの削減に関する事項

食品ロスの削減の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減計画」を本計画に内包する形で策定します。

これにより、ごみの減量に向けた取り組みの一つとして他の減量施策と一体的に進めるものです。

※「食品ロス削減計画」に関連する項目には「★」印を記載しています。

### (7) その他ごみの処理に関し必要な事項

廃棄物減量等推進審議会の設置・審議事項、事業者の協力内容等について、基本方針等を定めます。また、廃棄物にかかる災害対策について基本的な考え方を定めます。



## 第2章 ごみ処理の現状

本章は令和5年4月時点（実績等は令和4年度末）の内容を掲載しています。

### 1. 所沢市のごみ処理体制

#### 1.1 分別・収集・運搬の概要

##### (1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分は表 2-1 に示す 10 分別としています。収集は、区分ごとに週 2 回～月 1 回の頻度で、ステーション方式（「粗大ごみ」は戸別収集方式）で実施しており、「東部クリーンセンター及び西部クリーンセンター」（以下「クリーンセンター」といいます。）では、家庭からの持込ごみも受け入れています。また、「東所沢エコステーション」で資源物の受け入れも行っていきます。

その他、ごみの減量・資源化等の推進を図るため、集団資源回収事業の支援、拠点回収の実施、もったいない市によるリユースの推進等を行っています。生ごみの資源化については、モデル事業としての資源化事業を実施しています。

表 2-1 家庭系ごみの区分及び収集方式（令和5年4月現在）

区分	ごみの種類	収集頻度	袋の指定	収集方式
燃やせるごみ	生ごみ、廃食用油、紙くず、布・衣服、紙おむつ、剪定枝 等	週 2 回	無色透明・白色半透明	ごみ集積所（ステーション）方式 （直営及び委託）
容器包装プラスチック	パック類、カップ類、チューブ類、ボトル類、トレイ類、緩衝材類、袋類・レジ袋、ラベル類	週 1 回	無色透明・白色半透明	
ペットボトル	清涼飲料水・酒・しょうゆ・みりん等のペットボトル	月 2 回	無色透明・白色半透明	
破碎ごみ類	プラスチック製品、金属類、ガラス類、革製品ゴム製品、消火器	月 2 回	無色透明・白色半透明	
小型家電製品	炊飯器、掃除機、扇風機、コード類、照明器具 等	月 1 回	無色透明・白色半透明	
有害ごみ	蛍光管、電球型蛍光管、乾電池、水銀体温計	月 2 回	無色透明・白色半透明	
びん・かん・スプレー缶	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、カセットボンベ、ガラス製のびん	月 2 回	無色透明・白色半透明	
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、ノート、教科書	月 1 回	ひもで十文字縛り	
古着・古布	衣類、ネクタイ、靴下、毛布、シーツ、カーテン、和服 等	月 1 回	無色透明・白色半透明	
粗大ごみ	大型家具、大型家電、スキー板、自転車、石油ストーブ、布団 等 箱型のもの：一辺の長さが 50 cm 以上 板状・棒状のもの：90 cm 以上	随時 (予約制)	納付済シールを貼付	戸別収集方式 (直営)

## (2) 事業系ごみ

事業系ごみは「燃やせるごみ」のみを市の廃棄物処理施設で処理しています。事業者自らによる運搬、又は廃棄物収集運搬許可業者による収集・運搬により、有料でクリーンセンターに搬入することができます。

### 1.2 廃棄物処理関連施設の概要

市の廃棄物処理関連施設の概要を表 2-2 に示します。

ごみの焼却及び資源物の処理は東西 2 箇所のクリーンセンターで行っており、市内全域のごみ収集業務は収集管理事務所に集約しています。また、リサイクルの啓発施設「リサイクルふれあい館エコロ」、資源物の回収拠点「東所沢エコステーション」、粗大ごみの受付から回収までを行う事務所「粗大ごみ受付センター」も設置しています。

さらに、市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ適正な処理のため、衛生センターを設置しています。

最終処分場については、令和 7 年 10 月の供用開始に向けて、第 2 一般廃棄物最終処分場（やなせみどりの丘）の建設工事が進められています。

表 2-2 廃棄物処理関連施設の一覧

施設名	概要
収集管理事務所	家庭系ごみ収集業務の拠点施設。 家庭系ごみは市直営及び委託業者により収集を行っており、その割合は、委託収集が 7 割、直営収集が 3 割となっている。(令和 5 年 4 月時点)
東部クリーンセンター	ごみ焼却施設：全連続燃焼式ストーカ炉 230t/日 (115t/日×2 炉) リサイクルプラザ： 資源ごみ処理施設：30t/5h プラスチック類処理施設：15t/5h 不燃・粗大ごみ処理施設：43t/5h
西部クリーンセンター	ごみ焼却施設：全連続燃焼式流動床炉 147t/日 (73.5t/日×2 炉) 容器包装プラスチック処理施設：20t/5h 市民持込ステーション：市民等が搬入するごみを受け入れ、廃棄物から資源物を選別するなど、ごみの減量化、資源化を行う施設。
リサイクルふれあい館	循環型社会の形成に向けたごみ減量・リサイクルの啓発施設。 環境教育学習や講座等の実施、粗大ごみとして回収された家具の修繕・頒布。
東所沢エコステーション	家庭から排出される資源物「新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、牛乳パック、古着・古布、廃食用油、陶磁器（食器のみ）、単一素材プラスチック」等の持ち込みの受付施設。(汚れのひどい物を除く)
粗大ごみ受付センター	不要となった家具等の収集受付（東所沢エコステーション内）
北野一般廃棄物最終処分場	埋立期間：平成元年 4 月から平成 17 年 3 月（平成 19 年 9 月覆土完了） 総面積：約 33,000 m <sup>2</sup> 埋立容量：約 204,000 m <sup>3</sup> ※平成 26 年 3 月メガソーラー設置、愛称名：「とことこソーラー北野」。
第 2 一般廃棄物最終処分場（やなせみどりの丘）	埋立容量：約 130,000 m <sup>3</sup> 埋立面積：約 13,700 m <sup>2</sup> 埋立て物：焼却残渣、不燃残渣、資源ごみ残渣 ※令和 7 年 10 月供用開始予定
衛生センター	し尿処理施設：脱水希釈方式 49kl/日

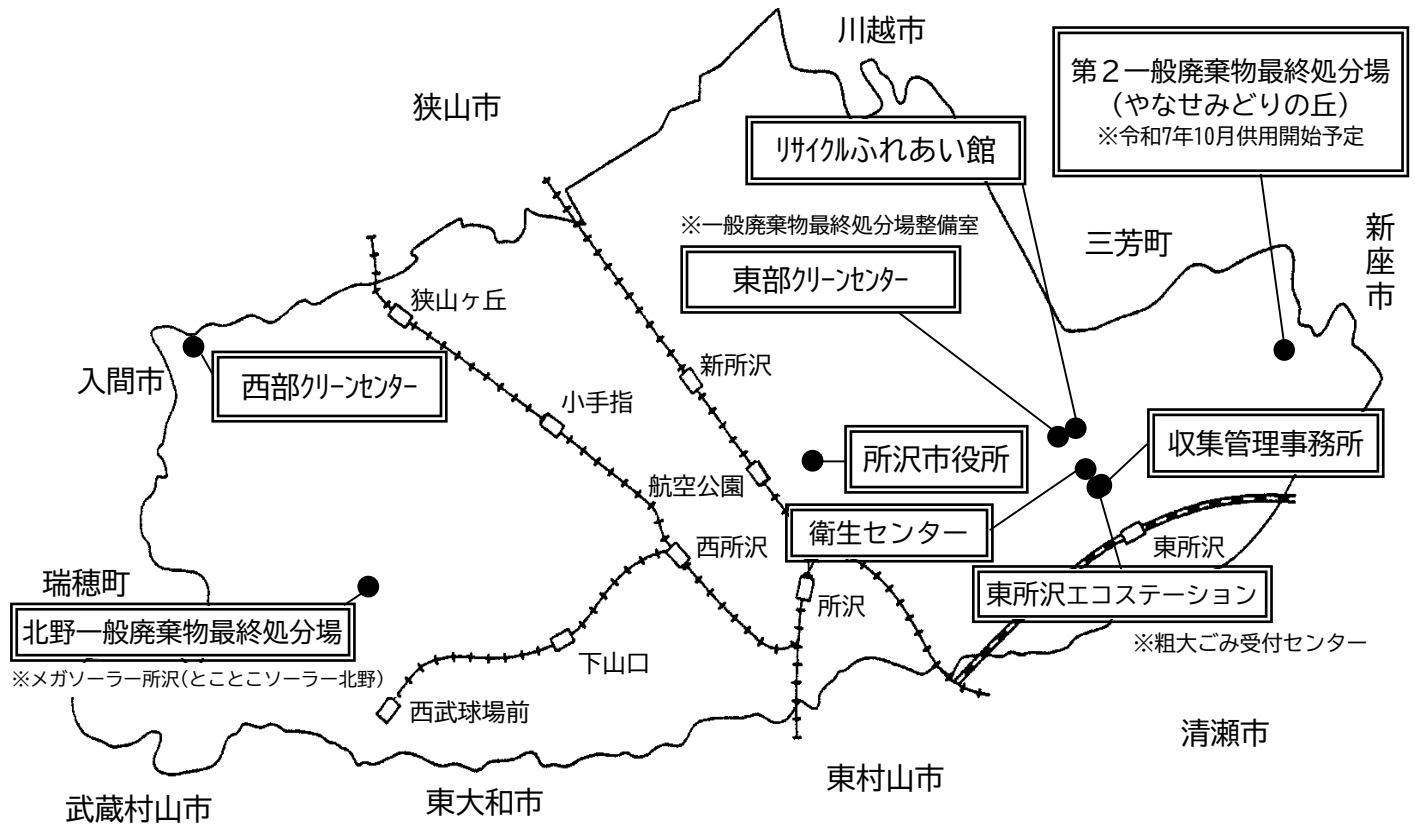


図 2-1 廃棄物処理関連施設の配置状況

## 2. ごみ排出量の実績と組成分析調査

### 2.1 ごみの総排出量

市内のごみの総排出量の推移を表 2-3 及び図 2-2 に示します。

令和4年度のごみの総排出量は92,983tであり、その内訳は家庭系ごみが79,301t、事業系ごみが13,683tでした。

家庭系ごみはこれまで減少傾向で、令和元年度及び令和2年度は増加に転じましたが、その後減少傾向となっています。

事業系ごみは令和2年度に大きく減少しその後も減少傾向にあります。

表 2-3 ごみの総排出量の推移

(単位：t/年)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行政区域人口（年度末人口）	343,912	344,193	344,014	343,752	343,867
ごみの総排出量	101,478	102,488	99,558	96,021	92,983
家庭系ごみ	83,445	84,434	84,489	81,766	79,301
収集ごみ	64,102	64,567	67,152	64,757	62,600
持込ごみ	8,057	8,895	7,265	7,259	7,318
拠点回収	437	410	388	401	417
集団資源回収	10,849	10,563	9,684	9,349	8,966
事業系ごみ	18,033	18,054	15,069	14,255	13,683
1人1日あたりごみ排出量（g/人・日）	808	814	793	765	741
家庭系ごみ（g/人・日）	665	670	673	652	632

- ※ 一部、端数処理の関係により合計が一致しないことがあります。(以降、同様)
- ※ パーセンテージの表記は、原則として小数点以下第一位までとし、目標指標は整数とします。(以降、同様)
- ※ 過年度の推移の傾向は、以下の表現を使用しています。(以降、同様)
  - ・増加傾向 : 基準となる年、年度に対して、3%以上の増加
  - ・微増傾向 : 基準となる年、年度に対して、1%以上、3%未満の増加
  - ・横ばい傾向 : 基準となる年、年度に対して、1%未満の増減
  - ・微減傾向 : 基準となる年、年度に対して、1%以上、3%未満の減少
  - ・減少傾向 : 基準となる年、年度に対して、3%以上の減少

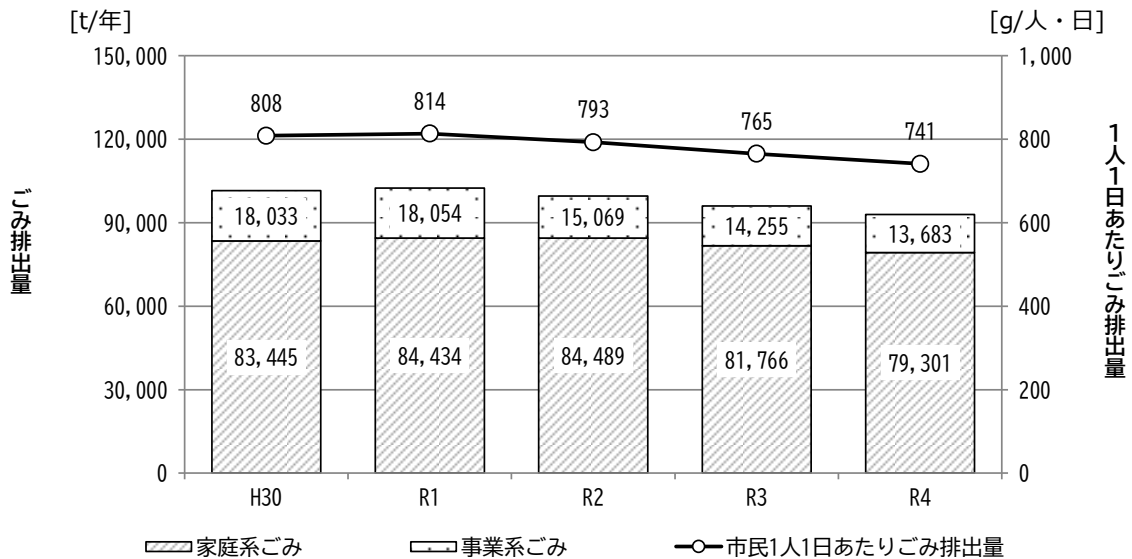


図 2-2 ごみの総排出量の推移

## 2.2 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量の推移を表 2-4 及び図 2-3 に示します。

令和 4 年度の家庭系ごみ排出量は 79,301t であり、平成 30 年度と比較して、5.0%減少しています。特に、燃やせるごみ、新聞・雑誌・雑がみ・段ボールについては減少傾向にあります。また、集団資源回収の量も減少傾向にあります。

表 2-4 家庭系ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
家庭系ごみ排出量	83,445	84,434	84,489	81,766	79,301
収集ごみ・持込ごみ	72,159	73,462	74,417	72,016	69,918
燃やせるごみ	52,059	52,543	52,329	50,885	49,814
資源物	13,693	13,684	14,747	14,322	13,649
プラスチック	6,475	6,517	6,957	6,785	6,483
ペットボトル	1,129	1,128	1,181	1,211	1,229
小型家電製品	659	717	840	739	664
びん・かん・スプレー缶	3,382	3,293	3,646	3,533	3,364
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	1,616	1,551	1,574	1,470	1,426
古着・古布類	433	480	549	585	483
破碎ごみ類	4,770	5,068	5,678	5,299	5,022
粗大ごみ	1,556	2,082	1,578	1,428	1,351
有害ごみ	80	84	85	84	82
拠点回収	437	410	388	401	417
集団資源回収	10,849	10,563	9,684	9,349	8,966
1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	466	475	475	460	448

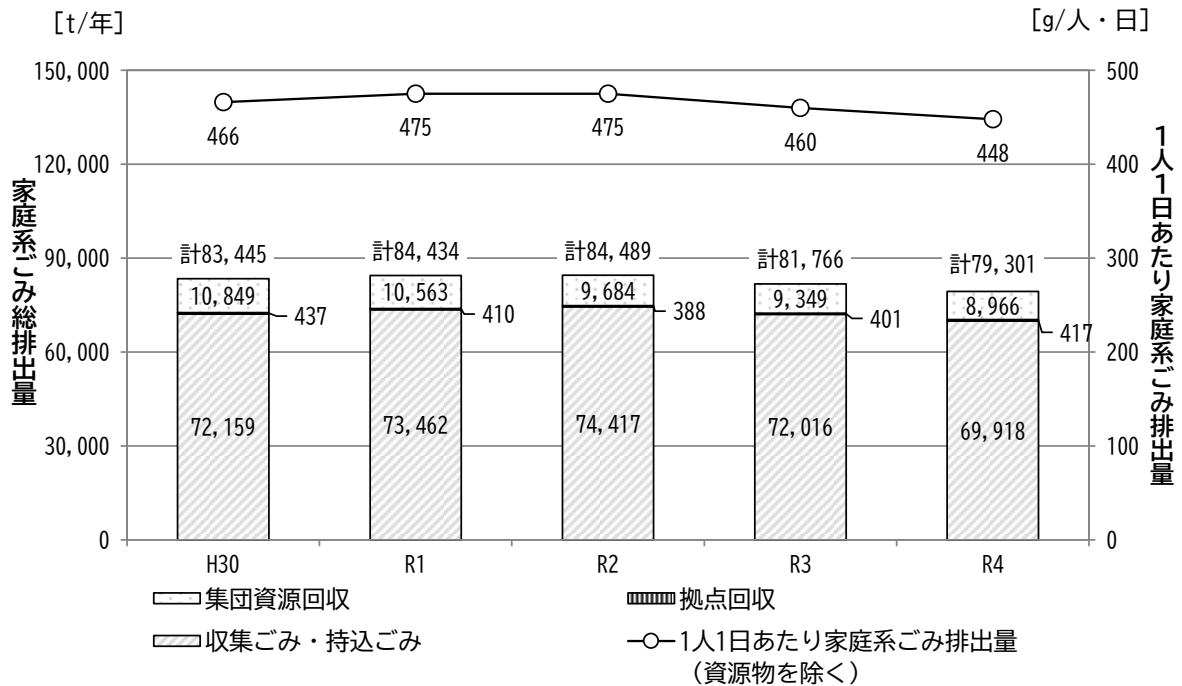


図 2-3 家庭系ごみ排出量の推移

## 2.3 事業系ごみ排出量

事業系ごみの排出量の推移を表 2-5 に示します。

令和 4 年度の事業系ごみ（燃やせるごみ）の排出量は、13,683t であり、平成 30 年度以降の推移を見ると、令和元年度まで横ばい傾向でしたが、令和 2 年度に大きく減少しその後も減少傾向にあります。なお、令和 4 年度の排出量は、平成 30 年度と比較して、24.3%減少しています。

表 2-5 事業系ごみ排出量の推移

(単位：t/年)					
区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業系ごみ	18,033	18,054	15,069	14,255	13,683

## 2.4 家庭系ごみ組成分析★

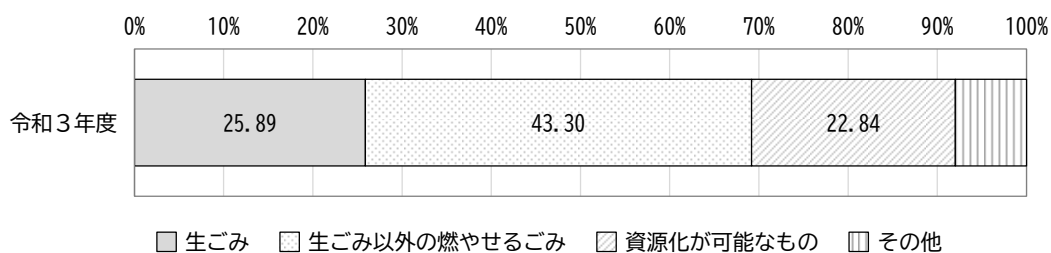
家庭系ごみの組成分析は、家庭から排出されるごみの実態とその課題について明らかにするために調査を行ったものです。

令和 3 年度に実施したごみの組成分析の結果を以下に示します。

### (1) 燃やせるごみ

家庭系ごみの燃やせるごみの組成分析調査結果を図 2-4 に示します。

燃やせるごみとして家庭から排出されたごみのうち、生ごみが約 26%、生ごみ以外の燃やせるごみが約 43%でした。一方で、資源化が可能なものが約 23%、その他、破碎ごみ類や有害ごみなどが約 8%含まれていました。



※1：生ごみ以外の燃やせるごみは、剪定枝、その他可燃（リサイクルできない紙くず、紙おむつ、衣類・布など）です。

※2：資源化可能なものは、紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール）、びん・かん、容器包装プラスチック、小型家電製品などです。

※3：その他は、汚れているプラスチック、破碎ごみ類、有害ごみなどです。

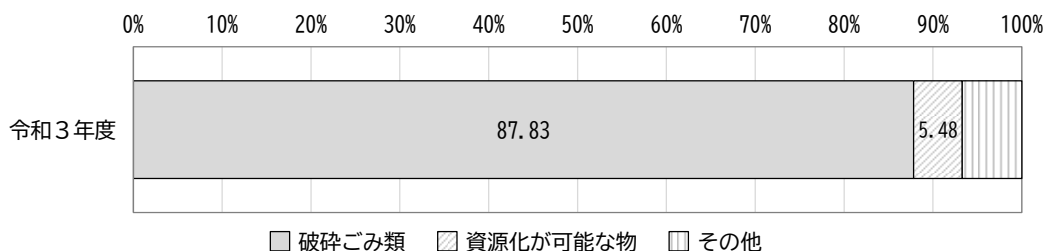
※4：令和 3 年 10 月に 4 地域（本郷、星の宮・東住吉、小手指 3・4・5 丁目、北野・北野南）で実施したごみ組成分析調査の全体平均値を示しています。

図 2-4 燃やせるごみの組成分析調査結果

## (2) 破碎ごみ類

家庭系ごみの破碎ごみ類の組成分析調査結果を図 2-5 に示します。

破碎ごみ類として家庭から排出されたごみのうち、分別区分どおりであるものが約 88% でした。その他、生ごみや有害ごみなど、分別の異なるごみが含まれていました。



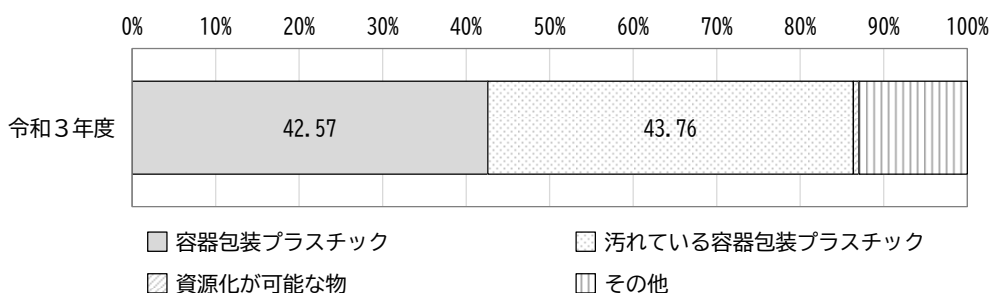
※1：資源化可能なものは、紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール）、びん・かん、容器包装プラスチック、小型家電製品などです。  
※2：その他は、生ごみ、リサイクルできない紙類、有害ごみなどです。

図 2-5 破碎ごみ類の組成分析調査結果

## (3) 容器包装プラスチック

家庭系ごみの容器包装プラスチックの組成分析調査結果を図 2-6 に示します。

容器包装プラスチックとして家庭から排出されたごみのうち、分別区分どおりであるものが約 43%、汚れている容器包装プラスチックが約 44% でした。その他、生ごみや破碎ごみ類などの分別の異なるごみが含まれていました。



※1：資源化可能なものは、紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール）、びん・かん、ペットボトル、小型家電製品などです。  
※2：その他は、生ごみ、リサイクルできない紙類、破碎ごみ類などです。

図 2-6 容器包装プラスチックの組成分析調査結果

### 3. 中間処理量の実績

#### 3.1 焼却処理量

焼却処理量の推移を表 2-6 及び図 2-7 に示します。

令和 4 年度は、総ごみ量 92,983t に対し、焼却処理量（ごみ焼却施設搬入量）は 71,164t、焼却処理率は 76.5%、焼却後の搬出量は 7,390t でした。また、平成 30 年度以降の焼却処理量の推移を見てみると、令和 2 年度以降、減少傾向となっています。

表 2-6 焼却処理量の推移

(単位：t/年)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総ごみ量	101,478	102,488	99,558	96,021	92,983
搬入量	77,914	78,894	76,409	73,332	71,164
家庭系燃やせるごみ	52,059	52,543	52,329	50,885	49,814
事業系燃やせるごみ	18,033	18,054	15,069	14,255	13,683
可燃残渣 <sup>※1</sup>	7,821	8,297	9,012	8,192	7,667
搬出量	6,695	7,105	7,725	7,587	7,390
熔融	5,267	2,614	0	0	0
資源物	214	2,791	6,748	6,657	6,450
埋立	1,214	1,700	977	930	940
焼却処理率 (%) <sup>※2</sup>	76.8%	77.0%	76.7%	76.4%	76.5%

※1：可燃残渣とは、プラスチック処理施設、容器包装プラスチック処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設より排出される焼却対象残渣を合わせたものです。

※2：焼却処理率は、「搬入量÷ごみ総排出量×100%」で算出しています。

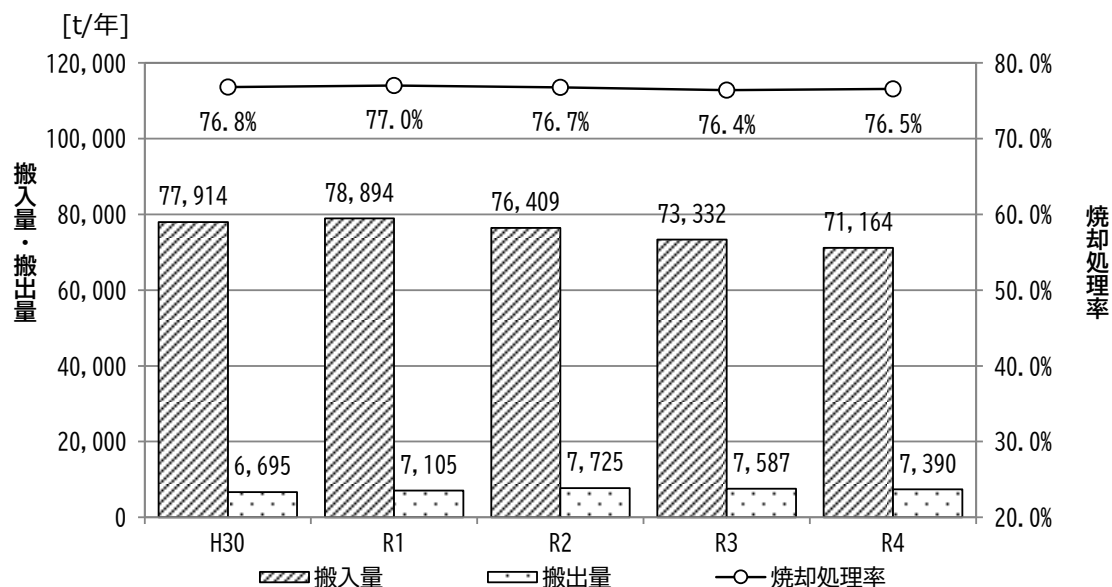


図 2-7 焼却処理量及び搬出量の推移



### 3.2 その他中間処理量

焼却処理以外の中間処理量の推移を表 2-7 に示します。

令和 4 年度のその他中間処理量の合計は 16,966t であり、その内訳は不燃・粗大ごみ処理施設が 7,119t (42.0%)、容器包装プラスチック処理施設が 6,483t (38.2%)、資源ごみ処理施設が 3,364t (19.8%) でした。

また、処理後の搬出量の合計は 16,620t であり、その内訳は、資源物 9,577t (57.6%)、焼却 6,082t(36.6%)、埋立 960t (5.8%) でした。

平成 30 年度以降の推移をみると、処理量と搬出量ともに令和 2 年度まで増加傾向でしたが、令和 3 年度以降は減少しています。

表 2-7 その他中間処理量の推移

(単位：t/年)

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
不燃・粗大ごみ 処理施設	処理量	7,066	7,952	8,181	7,549	7,119
	資源物+残渣量	7,674	8,669	9,169	8,151	7,532
	資源物	1,909	2,488	2,450	1,998	1,799
	焼却	4,865	5,267	5,678	5,096	4,773
	埋立	899	914	1,041	1,057	960
容器包装プラスチック 処理施設※1	処理量	6,481	6,526	6,957	6,785	6,483
	搬出量	6,271	6,276	6,330	6,304	6,067
	資源物	5,017	5,012	4,839	4,922	4,757
	焼却	1,255	1,264	1,490	1,382	1,309
資源ごみ 処理施設	処理量	3,382	3,293	3,646	3,533	3,364
	資源物+残渣量	3,246	3,032	3,372	3,191	3,021
	溶融カレット	1,739	918	0	0	0
	資源物	1,508	2,114	3,372	3,191	3,021
	埋立	0	0	0	0	0
合計	処理量	16,929	17,770	18,784	17,866	16,966
	資源物+残渣量	17,192	17,977	18,870	17,647	16,620
	溶融カレット	1,739	918	0	0	0
	資源物	8,434	9,614	10,661	10,112	9,577
	焼却	6,120	6,531	7,168	6,478	6,082
	埋立	899	914	1,041	1,057	960

※1：容器包装プラスチック処理施設及びプラスチック類処理施設の混入ペットボトルは民間施設で処理されています。

#### 4. 資源化量の実績とリサイクル率★

##### 4.1 直接資源化量

直接資源化量の推移を表 2-8 に示します。

令和 4 年度の直接資源化量は 3,636 t であり、平成 30 年度以降の推移をみると横ばいとなっています。

表 2-8 直接資源化量の推移

(単位：t/年)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
直接資源化量	3,683	3,652	3,777	3,750	3,636
収集ごみ	2,866	2,854	3,086	3,072	2,942
ペットボトル	1,116	1,116	1,172	1,200	1,218
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	1,247	1,174	1,280	1,203	1,159
古着・古布類	422	480	549	585	483
有害ごみ	80	84	85	84	82
持込ごみ	381	389	303	277	278
ペットボトル	12	12	9	10	10
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	369	377	294	267	268
拠点回収量	437	410	388	401	417

参考として拠点回収量の推移を表 2-9 に示します。

令和 4 年度の拠点回収量は 417t であり、令和 2 年度以降、廃食用油は微減傾向にあります。なお、CD・DVD・ビデオテープの拠点回収は、平成 31 年 3 月をもって終了しています。

表 2-9 拠点回収量の推移

(単位：t/年)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
牛乳パック	5	4	4	4	4
生ごみ回収	71	65	75	80	78
市施設コピー用紙等	112	99	99	100	100
古着・古布拠点回収	9	8	0	0	7
廃食用油	14	14	14	14	12
陶磁器	17	18	20	18	20
単一素材プラスチック	36	30	26	32	36
CD・DVD・ビデオテープ	16	-	-	-	-
その他資源回収	158	171	148	152	160
合計	437	410	388	401	417

※その他資源回収には、エコステーション回収、携帯電話回収、インクカートリッジ回収を含みます。

## 4.2 中間処理後の資源化量

溶融スラグ、焼却灰の資源化を除く市の中間処理後資源化量の推移を表 2-10 に示します。

令和 4 年度の中間処理後資源化量は 9,789 t であり、平成 30 年度以降の推移を見ると、令和 2 年度が最も多く、その後減少傾向にあります。

灰溶融炉廃止に伴いカレットの溶融処理がなくなったため、資源ごみ処理施設からの資源化量が令和元年度、令和 2 年度に増加しました。

表 2-10 中間処理後資源化量の推移

(単位：t/年)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
中間処理後の資源化量	8,648	9,835	10,887	10,345	9,789
不燃粗大ごみ処理施設資源化	1,909	2,488	2,450	1,998	1,799
容器包装プラスチック	5,017	5,012	4,839	4,922	4,757
資源ごみ処理施設	1,508	2,114	3,372	3,191	3,021
ごみ焼却施設	214	222	225	233	211

## 4.3 集団資源回収量

市の集団資源回収量の推移を表 2-11 に示します。

令和 4 年度の集団資源回収量は 8,966t であり、そのうち紙類が 96.7%を占めています。平成 30 年度以降の推移を見ると、全ての項目で微減もしくは減少傾向にあります。また、古布類は令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和 2 年度以降、減少傾向にあります。なお、令和 4 年度の紙類の排出量は平成 30 年度と比較して 17.1%減少しています。

表 2-11 集団資源回収量の推移

(単位：t/年)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	10,451	10,151	9,318	9,019	8,667
古布類	272	287	260	226	200
鉄	8	7	5	5	5
アルミ	101	104	89	85	82
紙パック	17	14	11	13	13
生きびん	0	0	0	0	0
合計	10,849	10,563	9,684	9,349	8,966

#### 4.4 リサイクル率

リサイクル量及びリサイクル率の推移を表 2-12 及び図 2-8 に示します。

令和 4 年度のリサイクル量は 22,391t であり、リサイクル率は 24.1%でした。

平成 30 年度以降のリサイクル率の推移をみると、令和 2 年度までは増加していましたが、以降は横ばいで推移しています。

なお、令和元年 9 月に灰溶融炉が廃止されたため、以降のスラグの資源化はありませんが、焼却灰等の一部を資源化しています。

表 2-12 リサイクル量及びリサイクル率の推移

(単位：t/年)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ごみ総排出量	101,478	102,488	99,558	96,021	92,983
資源化量	29,248	29,906	30,870	30,100	28,759
リサイクル量 (溶融スラグ・焼却灰等を除く)	23,180	24,050	24,348	23,443	22,391
直接資源化量	3,683	3,652	3,777	3,750	3,636
中間処理後の資源化量	8,648	9,835	10,887	10,345	9,789
集団資源回収量	10,849	10,563	9,684	9,349	8,966
溶融スラグ・焼却灰等	6,067	5,856	6,522	6,657	6,368
リサイクル率(%)	22.8	23.5	24.5	24.4	24.1

※リサイクル率＝リサイクル量（溶融スラグ・焼却灰等を除く）÷ごみ総排出量

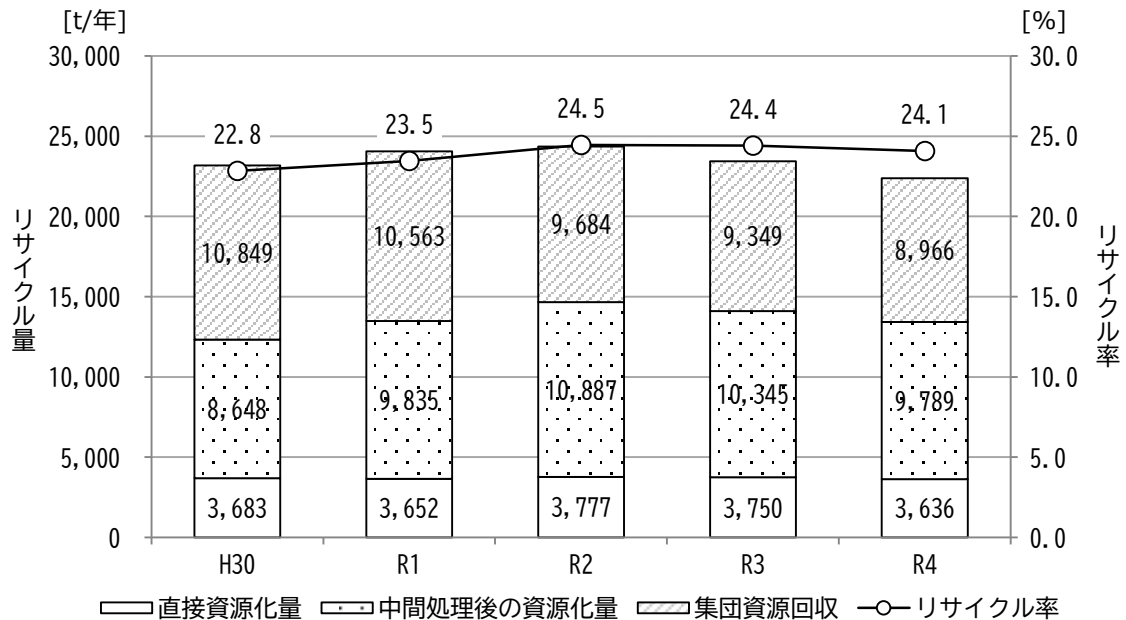


図 2-8 リサイクル量及びリサイクル率の推移

## 5. 埋立量の実績と埋立対象物発生割合

埋立量及び埋立対象物発生割合の推移を表 2-13 及び図 2-9 に示します。

令和4年度の埋立対象物量は9,830tであり、埋立対象物発生割合は10.6%でした。その内訳をみると、溶融スラグ・焼却灰等が7,179t(73.0%)、不燃残渣が960t(9.8%)、ガラス屑が1,691t(17.2%)でした。なお、令和元年9月に灰溶融炉が廃止されたことから、溶融スラグは発生せず、溶融されていたガラス屑は「ガラス屑」として搬出されることとなりました。

表 2-13 埋立量及び埋立対象物発生割合の推移

(単位：t/年)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ総排出量	101,478	102,488	99,557	96,021	92,983
埋立対象物量	9,497	9,945	10,549	10,276	9,830
溶融スラグ・焼却灰等	8,474	8,191	7,500	7,354 <sup>※1</sup>	7,179 <sup>※1</sup>
不燃残渣	899	914	1,041	1,057	960
ガラス屑	125	839	2,009	1,866	1,691
埋立対象物発生割合(%) <sup>※2</sup>	9.4	9.7	10.6	10.7	10.6
埋立量 <sup>※3</sup>	3,305	3,250	2,018	2,007	1,913

※1：令和3、4年度の焼却灰量は市外からのごみ受入分を除いているため、清掃事業概要と整合しません。

※2：灰溶融炉の廃止及び第2一般廃棄物最終処分場の整備を踏まえ、溶融スラグ・焼却灰等やガラス屑を埋立・資源化するかどうかに関係なく評価するため、第2一般廃棄物最終処分場の埋立対象となる焼却灰等、不燃残渣、ガラス屑を「埋立対象物」とし、ごみ総排出量に対する埋立対象物量の割合を「埋立対象物発生割合」としました。

※3：埋立量は実際に最終処分場で埋立処分された量であり、溶融スラグ・焼却残渣及びガラス屑は一部資源化されているため、埋立量と埋立対象物量に差異があります。

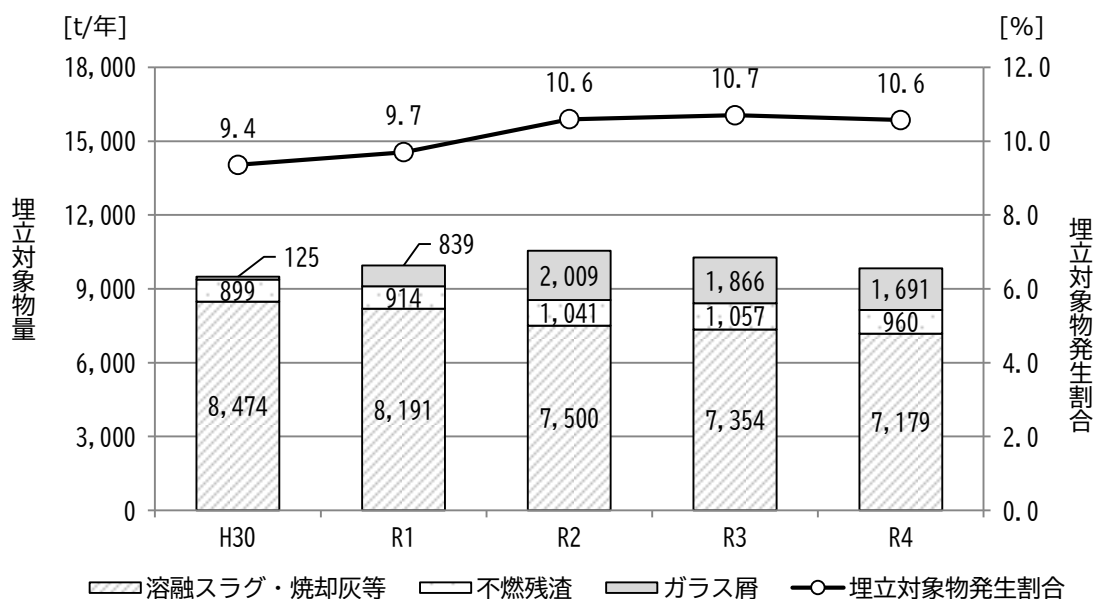


図 2-9 埋立対象物量と埋立対象物発生割合の推移

## 6. ごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量とごみ焼却発電

### 6.1 ごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量

ごみを焼却することにより、温室効果ガスが発生します。市のごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量の推移を表 2-14 及び図 2-10 に示します。

令和 4 年度におけるごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量は、23,181 t-CO<sub>2</sub> でした。また、1 人 1 日あたりの温室効果ガス排出量は 184.7 g-CO<sub>2</sub>/人・日でした。

表 2-14 ごみの中間処理に係る温室効果ガス排出量の推移

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	16,964	19,587	24,957	24,482	23,181
1 人 1 日あたりのごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量 (g-CO <sub>2</sub> /人・日)	135.1	155.5	198.8	195.1	184.7

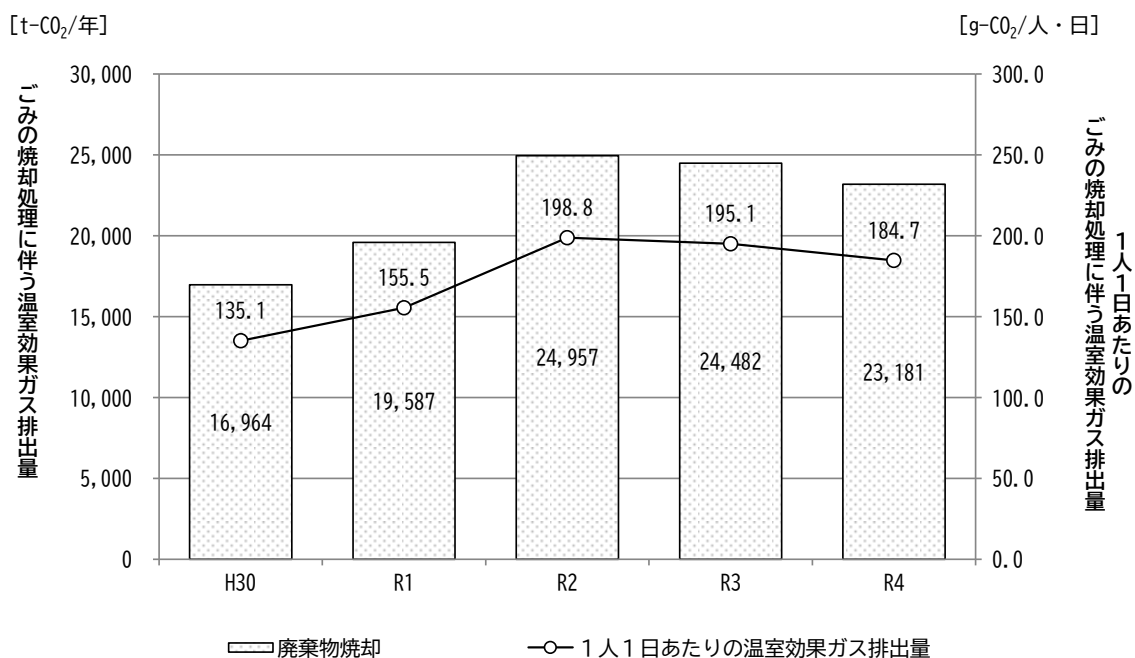


図 2-10 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量の推移

## 6.2 ごみ焼却発電

東部クリーンセンターでは、ごみ焼却に伴う熱を利用した発電と、太陽光発電を行い、東部クリーンセンターで使用する電気を賄っています。東部クリーンセンターで使われなかった電気は電力会社に売却しています。

東部クリーンセンターにおける発電量と電気使用量の推移を表 2-15 及び図 2-11 に示します。令和 4 年度における発電量は 19,523MWh、電気使用量は 13,472MWh で、電気使用量賄率は 100%となっています。

表 2-15 東部クリーンセンターにおける発電量と使用量の推移

(単位：MWh)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
発電量	16,484	16,736	18,874	20,027	19,523
所内電気総使用量	23,159	18,209	13,368	13,497	13,472
電気使用量賄率 (%)	71.2	91.9	100.0	100.0	100.0

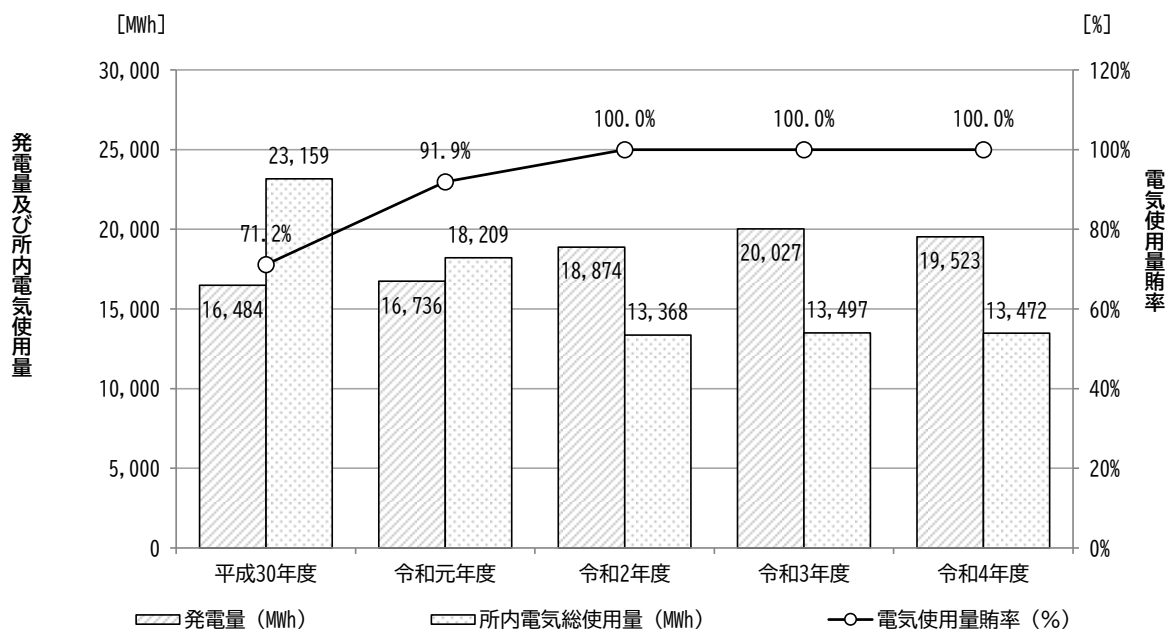


図 2-11 東部クリーンセンターにおける発電量と使用量の推移

## 7. ごみ処理に係る事業費

市のごみ処理に係る事業費の推移を表 2-16 に示します。

令和3年度のごみ処理に係る事業費は5,925,988千円/年であり、その内訳は収集運搬が1,658,019千円/年(28.0%)、中間処理が4,112,535千円/年(69.4%)を占めています。また、令和3年度の市民1人あたりのごみ処理事業費は、17,239円/人であり、1世帯あたりにすると、35,726円/世帯でした。平成29年度以降の推移をみると、ごみ処理事業費は減少傾向にありますが、令和3年度は令和2年度より増加しています。

表 2-16 ごみ処理に係る事業費の推移

(単位：千円/年)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口(人)	343,993	343,912	344,193	344,014	343,752
世帯数(世帯)	158,066	160,130	162,264	164,287	165,875
ごみ処理量(t)	102,089	101,478	102,488	99,557	98,323
収集運搬	1,678,725	1,615,375	1,606,603	1,662,076	1,658,019
中間処理	3,350,073	3,348,597	3,421,927	3,895,039	4,112,535
最終処分	98,998	96,960	98,806	128,810	155,434
リサイクル	767,094	753,387	734,297	-※1	-※1
管理	239,027	259,665	254,128	-※2	-※2
合計	6,133,916	6,073,985	6,115,761	5,685,925	5,925,988
市民1人あたりのごみ処理原価(円/人)	17,832	17,661	17,768	16,528	17,239
1世帯あたりのごみ処理原価(円/世帯)	38,806	37,932	37,690	34,610	35,726
1トンあたりのごみ処理原価(円/t)	67,252	66,946	66,513	63,337	68,379

※1：令和2年度以降のリサイクルに係る事業費は、中間処理に含まれています。

※2：令和2年度以降の管理に係る事業費は、収集運搬、中間処理、最終処分に振り分けられています。

※3：ごみ処理量は、集団資源回収量等を含んだ量で、令和3年度分には、市外からのごみ受入分2,302tを含みます。

※4：1トンあたりの処理原価では、実際に収集運搬、中間処理・資源化、最終処分されたそれぞれのごみ量を元に算出しています。

※5：令和元年度までは国の一般廃棄物会計基準、令和2年度からは国の(改訂)一般廃棄物会計基準に基づいて算出しています。

※6：人口及び世帯は、各年度3月末時点のものです。

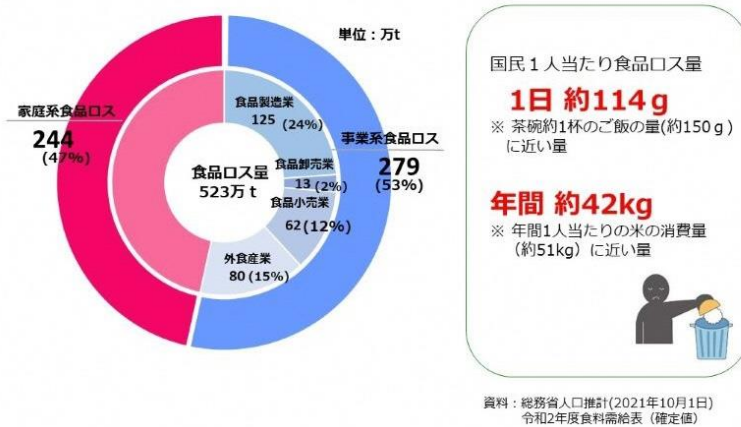


## 8. 国、県及び所沢市の食品ロスの現状★

### 8.1 国内の食品ロスの現状

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

我が国の食品ロス発生量を図 2-12 に示します。日本国内の食品ロス量は、年間 523 万 t（令和 3 年度）で、このうち家庭系ごみに含まれる食品ロスは、約 244 万 t（47%）、事業系ごみに含まれる食品ロスは約 279 万 t（53%）となっています。また、国民 1 人あたりに換算すると、年間で 42kg、一日でお茶碗約 1 杯分（約 114g）の食品ロスが発生していることとなります。

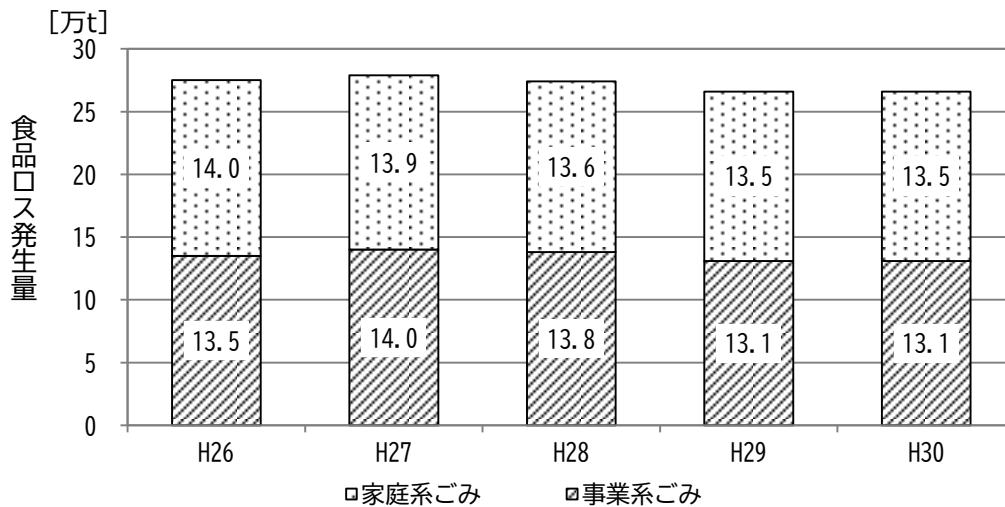


出典：農林水産省ホームページ「食品ロスとは」

図 2-12 国内の食品ロス発生量 (令和 3 年度推計)

### 8.2 県の食品ロスの現状

埼玉県の食品ロス発生量を図 2-13 に示します。平成 30 年度の埼玉県内の食品ロス量は 26.6 万 t で、家庭系ごみから 13.5 万 t、事業系ごみから 13.1 万 t 発生しています。



出典：埼玉県「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を基に作成

図 2-13 埼玉県の食品ロス発生量

### 8.3 市の食品ロスの現状

図 2-14 に市の燃やせるごみ中の食品ロスの割合を示します。令和 3 年度に市が実施した家庭系ごみ組成分析調査結果では、燃やせるごみの中に含まれる生ごみ（厨芥類）の割合は 25.6%、生ごみ中の食品ロスの割合は 33.3%でした。このことから燃やせるごみ中の食品ロスの割合は 8.6%であることが分かります。

家庭系可燃ごみに示す食品ロスの割合の県内他市との比較を図 2-15 に示します。県内他市の家庭系可燃ごみに示す食品ロスの割合は 3.7~8.5%であり、市の 8.6%は他市に比べ高いことが分かります。市の家庭における食品ロス発生量は、令和 3 年度の家庭系燃やせるごみ量 50,885 t に 8.6%を乗じた 4,376 t と推計されます。

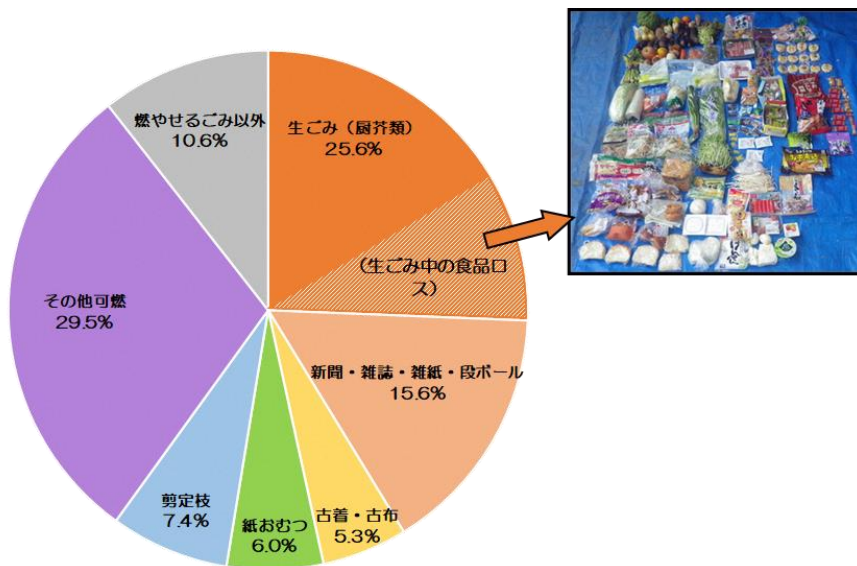
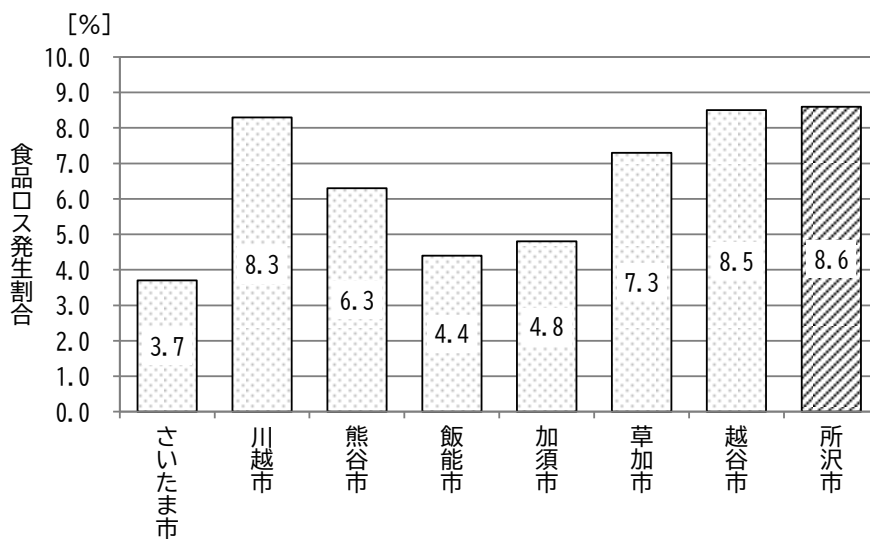


図 2-14 市の食品ロスの現状 (令和 3 年度)

※本調査では、直接廃棄（手つかずのもの、一部の原型を残しているもの）及び食べ残しを食品ロスとしました。なお、過剰除去（皮を厚く剥く等）分は調理くずとの区別が困難であることから、食品ロスには含めていません。



※他市の状況は「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を基に作成

図 2-15 家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合県内他市との比較

令和3年度に市が実施した市民意識調査で、「食品ロスを減らすために取り組んでいること」について調査しました。その結果、「食品や食材を買うときには、必要な量だけ買うようにしている。」、「食べきれなかった料理は、冷凍保存するなど、食べきれないようにしている。」と回答した人が7割を超えました。そのほか、「食べきれ量の料理を作るようにしている。」に6割、「飲食店では、ご飯の量を調整するなど、食べきれないようにしている。」に5割の人が取り組んでいます。

1 食品や食材を買うときに、必要な量だけを買うようにしている。	1,088	76.67%
2 当日の食材を買うときは、賞味期限の日数が少ないものを選ぶようにしている。	317	22.34%
3 料理のメニューなどを工夫して、調理くずがなるべく出ないようにしている。	563	39.68%
4 食べきれ量の料理を作るようにしている。	869	61.24%
5 食べきれなかった料理は、冷凍保存をするなど、食べきれないようにしている。	1,045	73.64%
6 飲食店では、ご飯の量を調整するなど、食べ残しが無いようにしている。	796	56.10%
7 飲食店でどうしても食べきれない場合、持ち帰りをお願いするようにしている。	271	19.10%
8 特に取り組んでいるものはない。	35	2.47%
9 その他	60	4.23%
無回答	4	0.28%
回収数（実人数）	1,419	100%

その他の自由意見でも、食材を食べきるために実践している取り組みについての意見が多く寄せられていたよ。

これからも、食べ物を粗末にしないよう心がけ、購入した商品の賞味期限に気をつけたり、食材を残さず使い切るようにしましょう！



## 9. 家庭系ごみ排出量及びリサイクル率の他自治体との比較

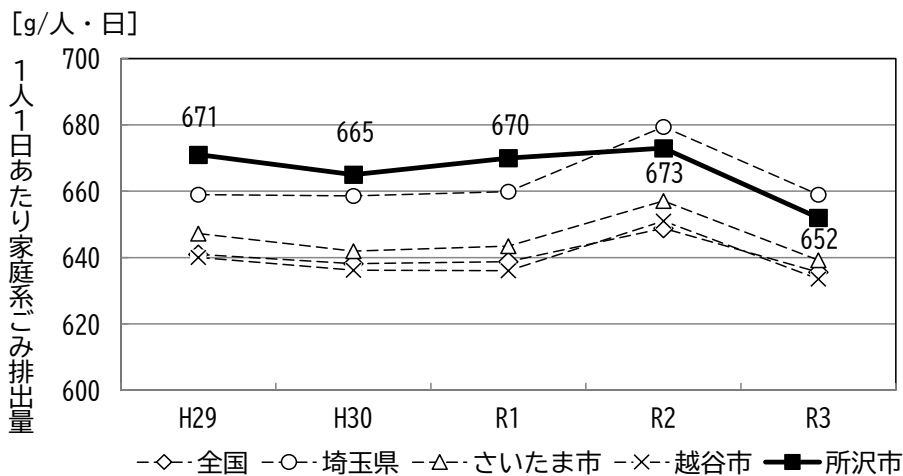
本節の実績等は令和3年度末時点の内容を掲載しています。

国、県、近隣市町村との比較を以下に示します。

### 9.1 市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量

市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量の比較を図 2-16 に示します。

市の令和3年度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は 652g/人・日で、埼玉県平均 659g/人・日より少ないものの、全国平均 636g/人・日より多くなっています。平成29年度からの推移は、全国、埼玉県と同様に令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度には減少しています。



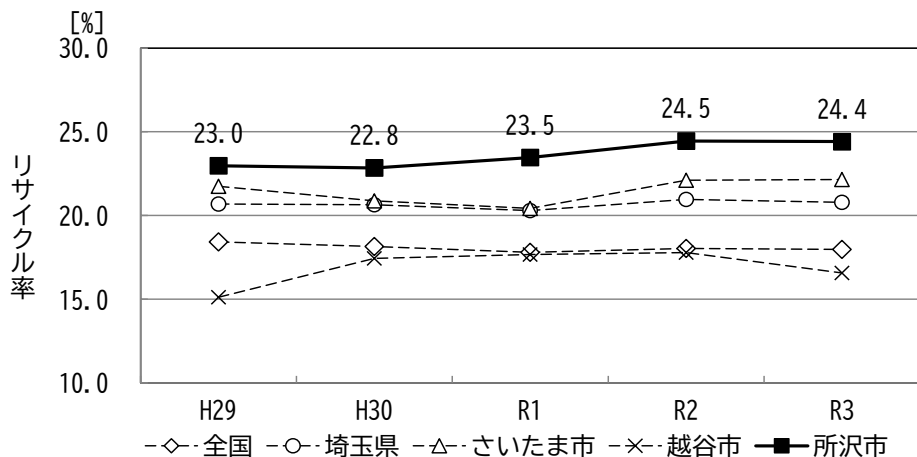
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

図 2-16 市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量の比較

### 9.2 リサイクル率

リサイクル率の比較を図 2-17 に示します。

市の令和3年度のリサイクル率は 24.4%で、埼玉県平均 20.8%及び全国平均 18.0%と比較して高くなっています。平成29年度からの推移は、全国、埼玉県が概ね横ばい傾向にあるのに対して、市は、微増傾向を示しています。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

図 2-17 リサイクル率の比較

## 10. ごみ処理の課題

---

### 10.1 ごみの排出量

- 市民1人あたり家庭系ごみ排出量は、埼玉県平均と比較して少ないものの、全国平均より多くなっています（令和3年度実績の比較）。
- 事業系ごみ排出量は、大幅に減量しましたが、更なる減量化に向けた取り組みが必要です。
- 家庭系ごみ、事業系ごみの減少傾向の一要因として、新型コロナウイルス感染症による外出制限等の生活様式の変化が挙げられることから、今後のごみ量の推移について注視する必要があります。

### 10.2 リサイクルの推進

- 市のリサイクル率は、全国平均と比べて6.4ポイント、埼玉県平均と比べて3.6ポイント高くなっています（令和3年度実績の比較）が、近年横ばい傾向にあるため、長期目標値の達成に向け、更なるリサイクルの推進が必要となります。
- 集団資源回収量、拠点回収量は減少傾向にあります。
- 家庭系ごみの組成分析調査の結果、燃やせるごみの中に23%程度の雑誌・雑がみ、古着・古布、びん・かん、プラスチック等の資源ごみが含まれており、リサイクル率の向上に向け、分別収集の徹底、集団資源回収、拠点回収への積極的参加、民間資源化施設の活用推進等が必要となります。

### 10.3 焼却処理率の低減

- 焼却処理率は減少傾向にあるものの、総ごみ量の76.5%を焼却処理しています。
- 焼却処理率の低減に向け、更なるごみの減量化及びリサイクルの推進が必要となります。

### 10.4 最終処分場の整備

- 埋立対象物発生割合は横ばいで、総ごみ量の減少に伴い埋立対象物量も減少していますが、引き続きごみの減量・資源化を推進していくことにより埋立対象物量を削減していくことが必要です。
- 北野一般廃棄物最終処分場が埋立完了しており、現在は県、若しくは他県の民間処分場で埋立処分しています。
- ごみの自区内処理の原則から、市内に新たな最終処分場として、令和7年度の供用開始を目指して施設整備を進めています。

## 10.5 ごみ処理事業費の削減

- ごみ処理の経費は、減少傾向にありますが、令和3年度は令和2年度より増加しています。
- ごみ処理経費の削減を図るため、更なるごみの減量・資源化が必要です。

## 10.6 その他の課題

### (1) 危機管理体制の充実

災害や事故の発生、施設の改修工事等により、一時的に市域内でのごみ処理が不可能となった場合に備えて、埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県西部地域まちづくり協議会の構成団体とごみ処理の相互応援にかかる協力体制の協定を締結しているほか、非常時の廃棄物に関する協定を様々な事業者や団体と締結しています。さらに、近隣市町村との連携を検討し、危機管理体制の充実を図る必要があります。

### (2) 災害廃棄物の処理

市では、近年多発する大規模災害時に発生する災害廃棄物処理に備えるため、災害廃棄物処理計画を令和元年度に策定しました。今後は、計画に定めた平時からの備えなどを実行していく必要があります。

### (3) 不法投棄防止対策

良好な地域環境を保全するため、不法投棄防止巡回パトロールなどの対策を講じおり不法投棄ごみ撤去量は減少傾向にありますが、依然として多くの不法投棄が行われています。そのため、不法投棄の未然防止に向けた対策を講じる必要があります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本方針

#### 1. 基本理念と基本方針

##### 1.1 基本理念

所沢市総合計画における重点課題を受け、所沢市マチごとエコタウン推進計画で掲げる、「人と人」、「人と自然」の絆に加え、「人とももの」、「ものと自然」の絆を新たに紡いでいくことで、循環基本計画において掲げられている3R（リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle））の推進と豊かな人材育成を実現し、循環型社会を形成していきます。

##### 基本理念

市民一人ひとりが「人」、「もの」、「自然」の絆を大切に生活することで、豊かなライフスタイルを構築する。

「もったいないの心」を大切に！3Rで作る循環型社会 ところざわ

##### 1.2 基本方針

所沢市総合計画及び所沢市マチごとエコタウン推進計画にて循環型社会の形成を目指しています。その考えを本計画の基本方針に定め、更なる循環型社会の形成を図ります。

##### 基本方針

循環型社会の形成に向け、ごみ減量・資源化に取り組みます。

##### 柱となる施策

- 『もったいない』社会の形成
- ごみ処理に要するエネルギー消費の低減
- ごみの適正な処理の推進

##### 横断的な施策

- 人・もの・自然の絆を大切にする人の育成

## 2. 施策体系

施策体系は、所沢市マチごとエコタウン推進計画との整合を踏まえて設定し、各施策には具体的な取り組みや改善策等を加えています。

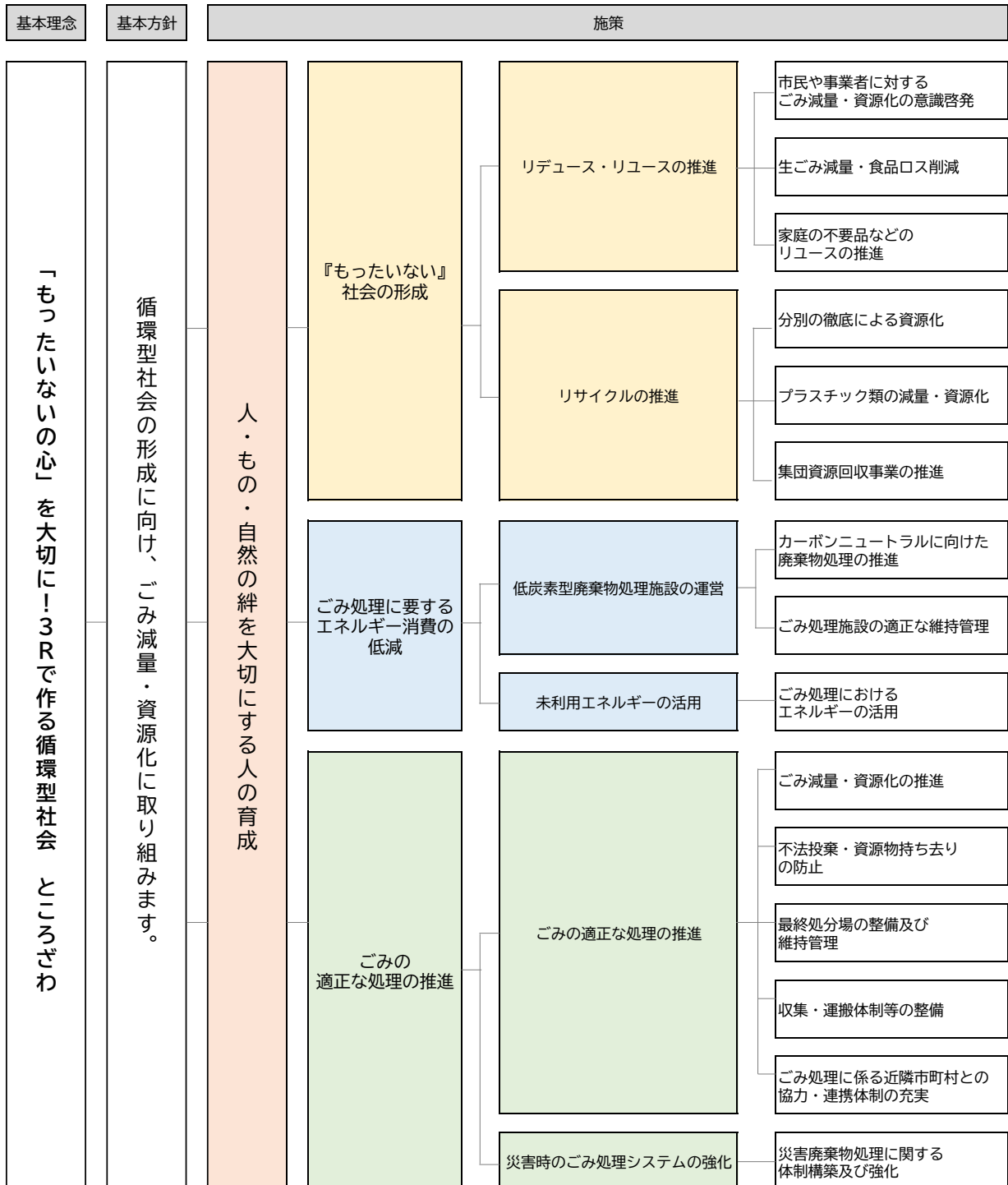


図 3-1 施策体系



### 3. 目標値と将来ごみ量

#### 3.1 施策別目標値

施策別指標と目標値を表 3-1 に示します。本計画では、施策ごとに指標とその目標値を設定し、施策の効果を確認していきます。

表 3-1 施策別の指標について

1 『もったいない』社会の形成																	
1-1 リデュース・リユースの推進	(1) 市民や事業者に対するごみ減量・資源化の意識啓発 (2) 生ごみ減量・食品ロス削減 (3) 家庭の不用品などのリユースの推進	指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R10</th> <th>R20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源物を除く) (g/人・日)</td> <td>448</td> <td>404</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table>	基準値	目標値		R4	R10	R20	1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源物を除く) (g/人・日)	448	404	363				
		基準値	目標値														
R4	R10	R20															
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源物を除く) (g/人・日)	448	404	363														
1-2 リサイクルの推進	(1) 分別の徹底による資源化 (2) プラスチック類の減量・資源化 (3) 集団資源回収事業の推進	指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R10</th> <th>R20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクル率 (%)</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	基準値	目標値		R4	R10	R20	リサイクル率 (%)	24	25	28				
基準値	目標値																
R4	R10	R20															
リサイクル率 (%)	24	25	28														
2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減																	
2-1 低炭素型廃棄物処理施設の運営	(1) カーボンニュートラルに向けた廃棄物処理の推進 (2) ごみ処理施設の適正な維持管理	指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R10</th> <th>R20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみの焼却処理からの 温室効果ガス排出量 (t-CO<sub>2</sub>/年)</td> <td>23,181</td> <td>22,418</td> <td>20,044</td> </tr> </tbody> </table>	基準値	目標値		R4	R10	R20	ごみの焼却処理からの 温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	23,181	22,418	20,044				
		基準値	目標値														
R4	R10	R20															
ごみの焼却処理からの 温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	23,181	22,418	20,044														
2-2 未利用エネルギーの活用	(1) ごみ処理におけるエネルギーの活用	指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R10</th> <th>R20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ焼却発電による 電気使用量賄率 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	基準値	目標値		R4	R10	R20	ごみ焼却発電による 電気使用量賄率 (%)	100	100	100				
基準値	目標値																
R4	R10	R20															
ごみ焼却発電による 電気使用量賄率 (%)	100	100	100														
3 ごみの適正な処理の推進																	
3-1 ごみの適正な処理の推進	(1) ごみ減量・資源化の推進 (2) 不法投棄・資源物持ち去りの防止 (3) 最終処分場の整備及び維持管理 (4) 収集・運搬体制等の整備 (5) ごみ処理に係る近隣市町村との協力・連携体制の充実	指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R10</th> <th>R20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクル率 (%) (再掲)</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>埋立対象物発生割合 (%)</td> <td>10.6</td> <td>10.3</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table>	基準値	目標値		R4	R10	R20	リサイクル率 (%) (再掲)	24	25	28	埋立対象物発生割合 (%)	10.6	10.3	10.0
		基準値	目標値														
R4	R10	R20															
リサイクル率 (%) (再掲)	24	25	28														
埋立対象物発生割合 (%)	10.6	10.3	10.0														
3-2 災害時のごみ処理システムの強化	(1) 災害廃棄物処理に関する体制構築及び強化	指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th colspan="2">目標</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R10</th> <th>R20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理計画 の定期的な見直し</td> <td>計画策定</td> <td>計画の 見直し</td> <td>計画の 見直し</td> </tr> </tbody> </table>	基準	目標		R1	R10	R20	災害廃棄物処理計画 の定期的な見直し	計画策定	計画の 見直し	計画の 見直し				
基準	目標																
R1	R10	R20															
災害廃棄物処理計画 の定期的な見直し	計画策定	計画の 見直し	計画の 見直し														

### 3.2 将来ごみ量

#### (1) ごみ排出量

##### 1) 家庭系ごみ

1人1日あたり家庭系ごみ排出量の将来予測を図 3-2 に示します。

家庭系ごみは、ごみとなるものを持ち込まない、修理して長く使用するなど、そもそも不要となるものを発生させない「ごみの発生抑制」と、食品ロス削減推進により家庭系ごみ排出量を減らします。また、燃やせるごみや破碎ごみ類として排出されていた資源化可能なものを分別排出させることにより資源化を促進していきます。

1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、令和10年度に404g/人・日、令和20年度に363g/人・日を達成することとします。

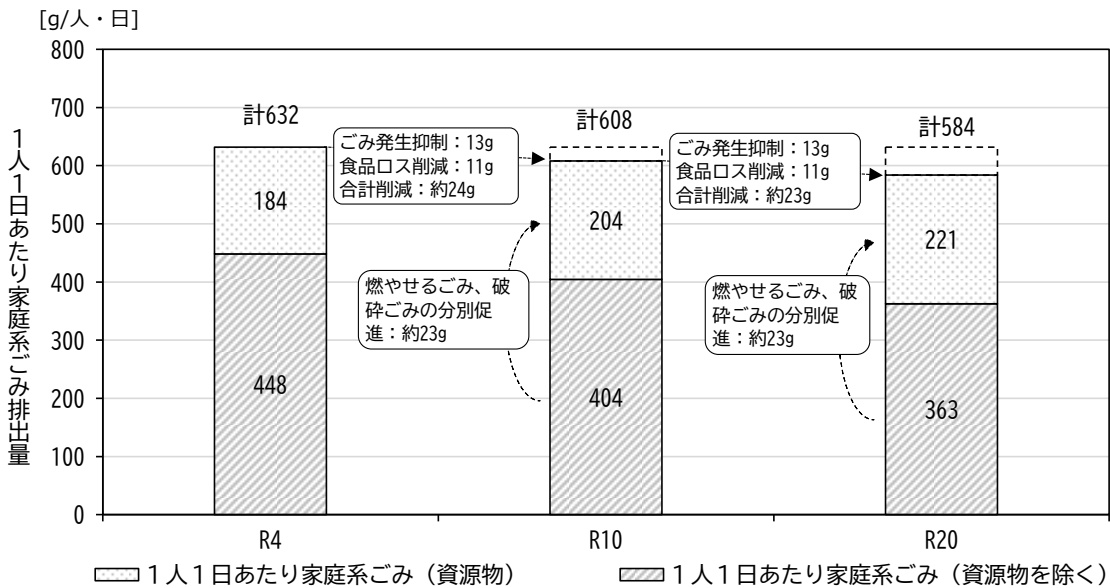


図 3-2 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の将来予測

##### 2) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の将来予測を図 3-3 に示します。

事業系ごみは令和2年度から令和4年度にかけて大きく削減しましたが、これは経済状況による影響が大きいことから、令和元年度を基準として目標値を設定します。

事業系の燃やせるごみ中に含まれる紙類を適切に分別し、事業者において古紙業者に引き渡すことでリサイクルすることができます。また、燃やせるごみに含まれるプラスチック類等は産業廃棄物として適正に資源化・処理しなければなりません。

市では、事業系の資源物の引き取りは行っておらず、事業者自ら資源化する（再生事業者に引き渡す）必要があります。また、飲食店等から発生する生ごみは、盛り付け量の工夫や、食材の使い切り、水切りを徹底して発生量を減らすとともに、どうしても発生してしまう生ごみについては民間の生ごみリサイクル業者等の活用を検討していく必要があります。

事業系ごみ排出量は、令和10年に17,338t/年、令和20年度に16,644t/年を達成するものとしてします。

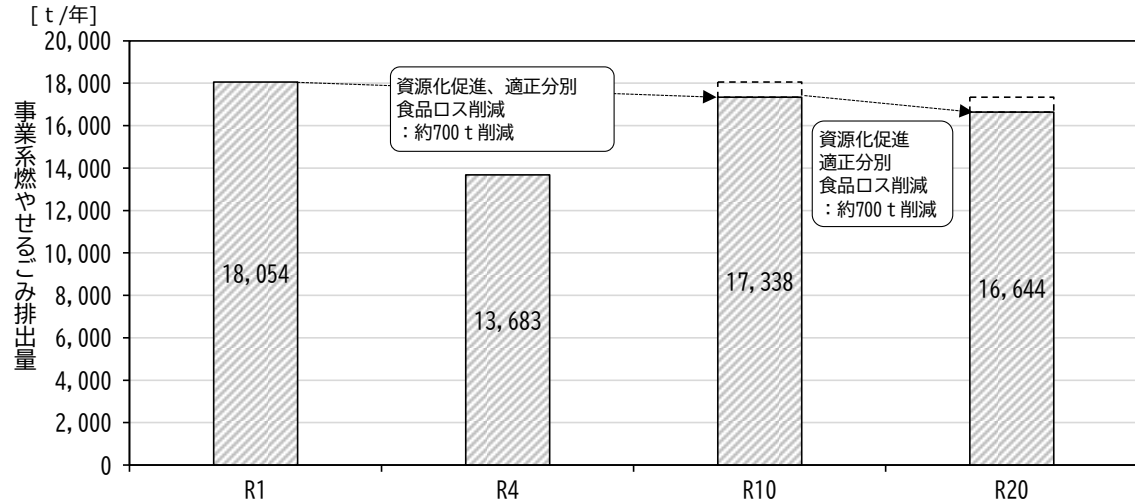


図 3-3 事業系ごみ排出量の将来予測

### 3) ごみ排出量

家庭系ごみ、事業系ごみの排出量の目標値を達成した場合のごみ排出量の将来予測を図 3-4 に示します。

令和 2 0 年度において 1 人 1 日あたりごみ量は 727 g、家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみ量は 84,688 t/年になると予測されます。

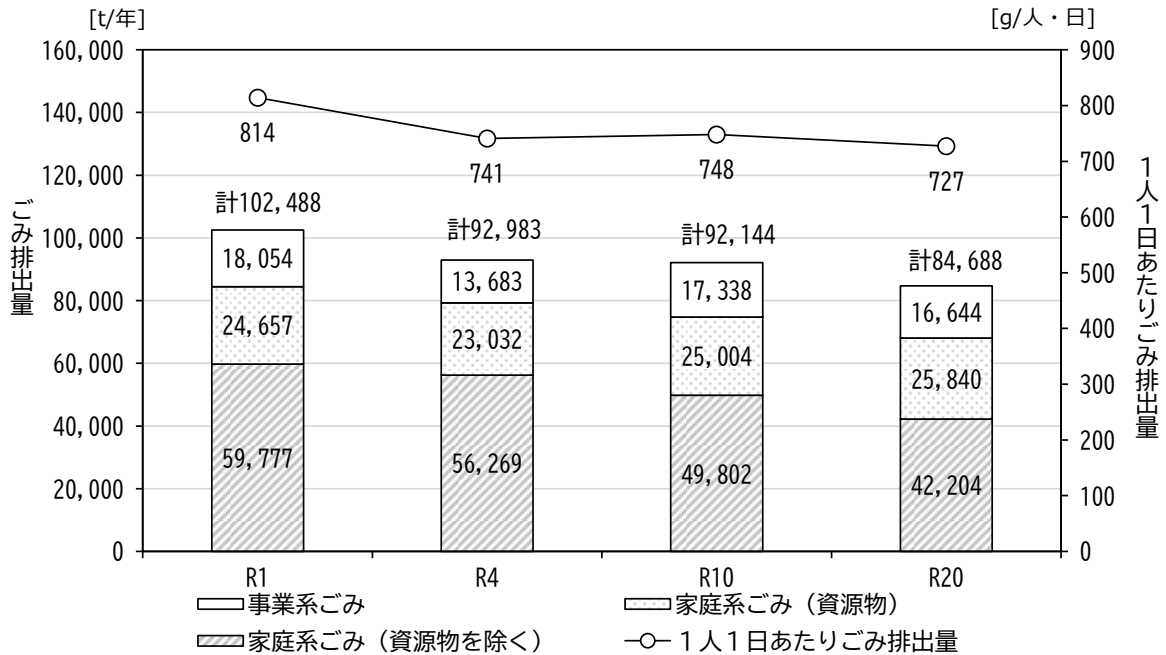


図 3-4 ごみ排出量の将来予測

## (2) リサイクル率

リサイクル率、リサイクル量の将来予測を図 3-5 に示します。

リサイクル率は、令和 10 年度に 25%、令和 20 年度に 28%を達成することとし、令和 20 年度のリサイクル量は約 24,000 t になると予測されます。

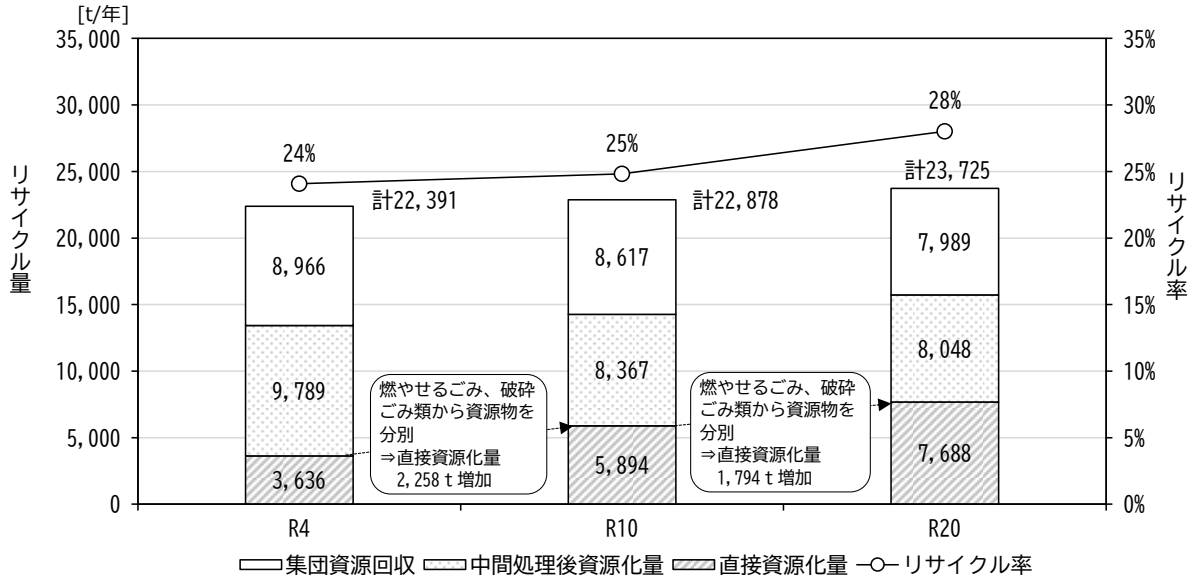
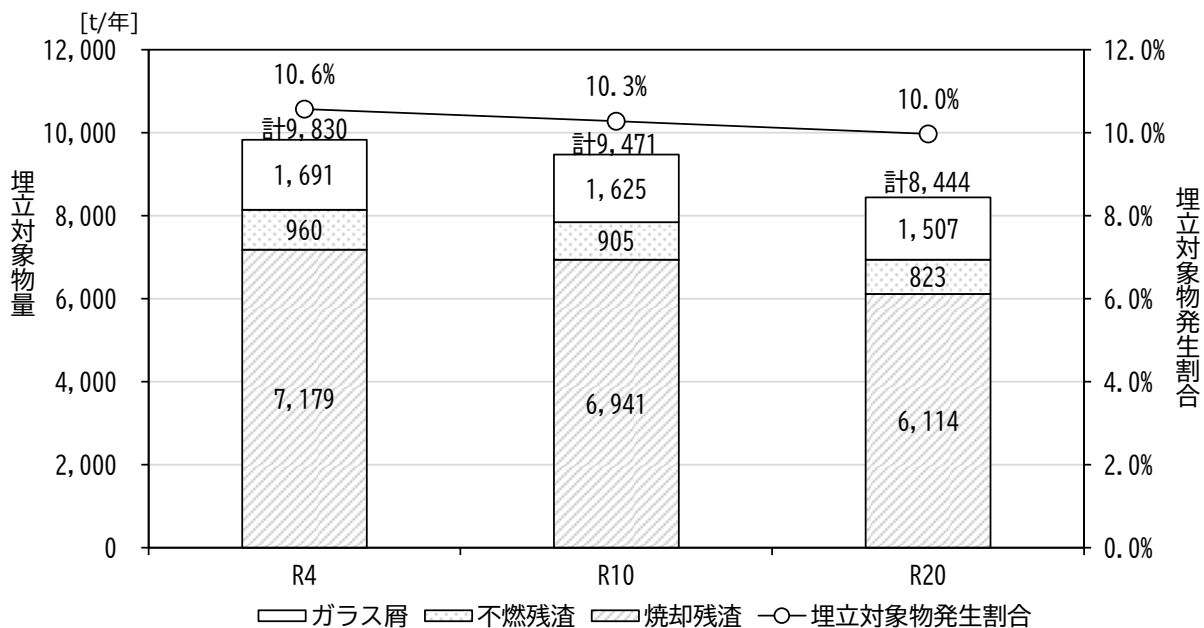


図 3-5 リサイクル率、リサイクル量の将来予測

## (3) 埋立対象物発生割合

埋立対象物発生割合、埋立対象物量の将来予測を図 3-6 に示します。

埋立対象物発生割合は、令和 10 年度に 10.3%、令和 20 年度に 10.0%を達成することとし、令和 20 年度の埋立対象物発生量は、約 8,400 t になると予測されます。



※埋立対象物発生割合：ごみ総排出量に対する埋立対象物量の割合

図 3-6 埋立対象物発生割合、埋立対象物量の将来予測

(4) ごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量

ごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量の将来予測を図 3-7 に示します。

ごみの焼却処理からの温室効果ガス排出量は、令和 10 年度に 22,418 t - CO<sub>2</sub>/年、令和 20 年度に 20,044 t - CO<sub>2</sub>/年を達成することとします。

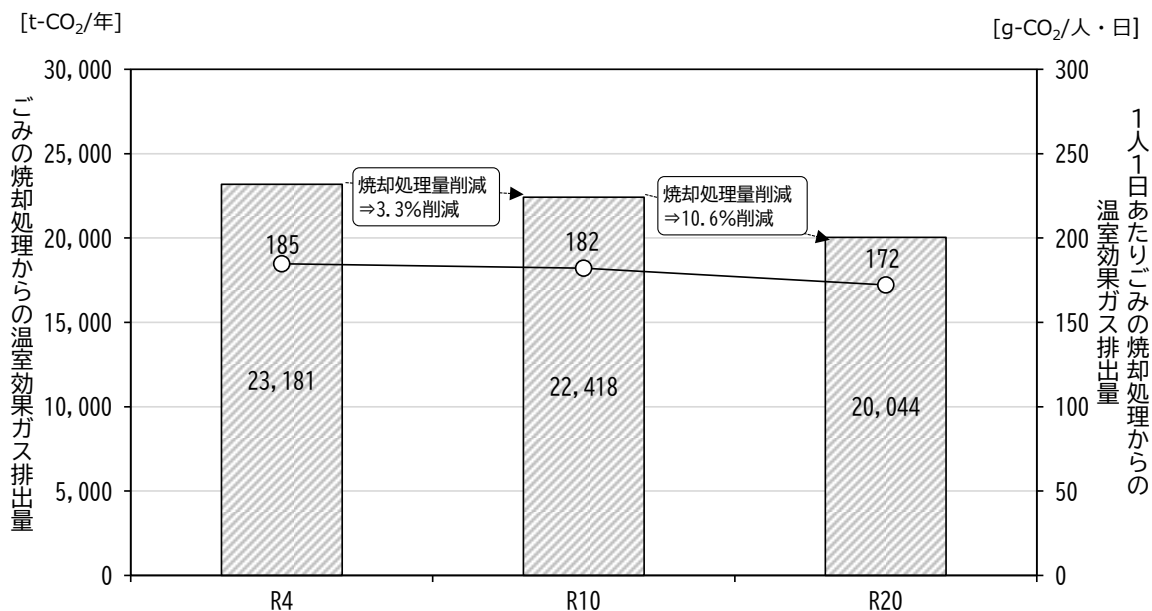


図 3-7 焼却処理に係る CO<sub>2</sub> 排出量

(5) ごみ焼却発電に対する電気使用量賄率

ごみ焼却発電に対する電気使用量賄率の予測を表 3-2 に示します。

東部クリーンセンターで使用する電力量のうち、ごみ焼却発電により賄われる割合は、令和 4 年度において 100%となっており、令和 10 年度及び令和 20 年度においても、100%を維持することとします。

表 3-2 ごみ焼却発電に対する電気使用量賄率の将来予測

指標	令和 4 年度	令和 10 年度	令和 20 年度
電気使用量賄率	100%	100%	100%

#### 4. 人・もの・自然の絆を大切に作る人の育成（横断的な施策）★

循環型社会の形成を実現するためには、市民一人ひとりの心がけが大切です。

「人」が「自然」から作り出してきた「もの」を、「人」が「ごみ」として廃棄してきたこれまでの生活を見直し、「人」が「もの」を大切に、「人」と「自然」がともに生きる持続可能な循環型社会を目指していくためには、市民一人ひとりが取り組みを進めていかなければなりません。

市民、事業者、行政など、様々な立場の人がお互いに協力しながら、役割を担う「人」を育成していくことを今後の取り組み全てに共通して実施していきます。

市民・事業者・市、それぞれの役割と連携体制を図 3-8 に示します。

市民は、事業者から環境に配慮した商品を選択するほか、事業者、市が行う 3 R や食品ロス削減への取り組みに積極的に参加することが大切です。

事業者は、環境に配慮した商品、販売方法を発信するほか、自社の製品、容器の自主的な引き取りを行うことが大切です。

市は、市民、事業者から寄せられた意見・要望の把握に努めるほか、3 R や食品ロス削減、ごみ減量の取り組みがスムーズに行えるよう、市民、事業者に対し情報発信、仕組みづくり等適正な支援を行うことが大切です。

以上の役割、連携体制をそれぞれが認識し、実践することで、本計画の基本理念

**『市民一人ひとりが「人」、「もの」、「自然」の絆を大切に生活することで、豊かなライフスタイルを構築する。』**

**「もったいないの心」を大切に！ 3 R で作る循環型社会 ところざわ**

を達成することができます。

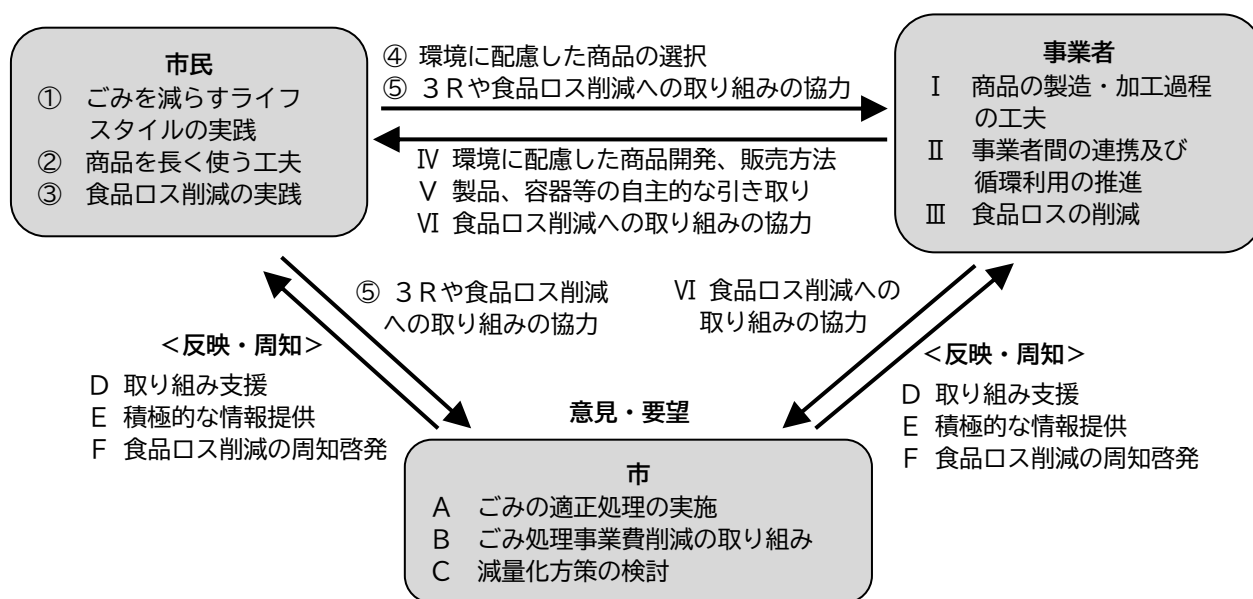


図 3-8 市民・事業者・市の役割と連携体制

## 市民・事業者・市の連携

### 市民の役割

- ① ごみを減らすライフスタイルの実践
- ② 商品を長く使用する工夫
- ③ 食品ロス削減の実践
- ④ 環境に配慮した商品の選択
- ⑤ 市や事業者が行う3Rや食品ロス削減への取り組みの協力

### 事業者の役割

- I 商品の製造・加工過程の工夫等によるごみの排出抑制
- II 事業者間の連携及び循環利用の推進
- III 自らの事業活動から発生する食品ロスの削減
- IV 環境に配慮した商品の開発及び販売方法の工夫
- V 自らが製造・販売等を行った製品や容器等の自主的な引き取り
- VI 市民や行政が行う食品ロス削減への取り組みの協力

### 市の役割

- A 市民や事業者から排出されるごみの適正処理の実施
- B ごみ処理事業費の削減に向けた取り組みの実施
- C 資源化・ごみ有料化などの減量化方策の検討
- D 市民や事業者が行うごみ減量・資源化に関する取り組みの支援
- E 市民や事業者への積極的な情報提供
- F 食品ロス削減の周知啓発

## 第2節 今後の取り組み★

### 1. 『もったいない』社会の形成

関連する主なSDGsの目標

#### 1.1 リデュース・リユースの推進



##### (1) 市民や事業者に対するごみ減量・資源化の意識啓発

市民に対する意識啓発としては、エコロでの講座やイベントの開催、広報ところざわや市ホームページ、SNS等を通じて、ごみ減量・資源化に関する情報発信等を行っており、これらについては継続していきます。また、ごみに関するデータやごみ処理状況などについては「見える化」し、市民に分かりやすい情報の発信に努めます。

事業系ごみは、廃棄物処理法において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める」とされています。今後も、許可業者に対する搬入検査や、月量平均5 t以上を搬入する多量排出事業者に対して、ごみ減量・資源化の助言や指導を行います。また、ごみの発生抑制のために過剰包装の抑制、店頭回収を進めるように、事業者に対して意識啓発を行います。

##### 主な取り組み

###### 【市民に対するごみ減量・資源化の意識啓発】

- ・エコロでの講座やイベントの開催
- ・広報ところざわや市ホームページ、SNS等を通じた市民への啓発
- ・ごみの減量目標や達成状況、処理費用等の周知
- ・「見える化」した情報の発信

###### 【事業者に対するごみ減量・資源化の意識啓発】

- ・許可業者に対する搬入検査の実施
- ・多量排出事業者に対する資源化計画書の提出依頼
- ・過剰包装の抑制、店頭回収の促進

##### (2) 生ごみ減量・食品ロス削減（食品ロス削減推進計画）★

生ごみの約7～8割は水分と言われており、ごみ減量には水切りが有効です。また、ごみとして排出しないように、堆肥化を行うことや、ごみ発生抑制のために食品ロスの削減も重要です。日本の食品ロスは世界の食糧援助量の約2倍、1人あたり毎日お茶碗1杯分と言われています。市では、家庭でできる生ごみ減量として、水切りによる減量や、堆肥化による減量を意識啓発とともに推進していきます。また、生ごみ処理機器の普及を図ります。

市民の食品ロス削減については、食品ロス削減の重要性について市民の理解と関心を増進するため、教育や学習の場を提供していきます。また、食べきり・持ち帰りによる食べ残しをなくす意識啓発や、食品を買い置きして食べたらその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知等、食育に関する取り組みと連携しながら、食品ロス削減を推進していきます。



事業者の食品ロス削減については、食品ロス削減を実践する市内の飲食店を「食品ロスゼロのまち協力店」として登録しており、登録数の拡大を図るとともに、優良事例を広く紹介していき、食品ロス削減に取り組みます。そのうえで発生する食品残渣については、家畜の飼料や堆肥等への資源化に関する指導・助言を行い、ごみ減量に取り組みます。

#### 主な取り組み

##### 【家庭でできる生ごみ減量の推進】

- ・生ごみの水切り、堆肥化の推進
- ・生ごみ処理機器の購入に対する奨励金の交付

##### 【市民の食品ロス削減】

- ・食品ロス削減に関する教育や学習の場の提供
- ・食品ロス削減月間や外食時の食べきり・持ち帰り等の推進
- ・「ローリングストック法」の周知

##### 【事業者の食品ロス削減】

- ・「食品ロスゼロのまち協力店」の登録数拡大、優良事例の紹介
- ・食べきりタイムの啓発
- ・事業者から発生する食品残渣の資源化に関する指導・助言

### (3) 家庭の不要品などのリユースの推進

市では、不要となったものを他の方が使用するリユースについて取り組んでいます。エコロでは、粗大ごみとして排出された木製家具等の中から、まだ使用できるものを再生し頒布しています。また、実店舗やWebでリユースを行う民間事業者と連携し、リサイクルショップへの売却や、必要としている方へ譲る仕組みを紹介し、リユースの促進に取り組んでいます。

#### 主な取り組み

##### 【不要品等のリユースによるごみの減量・資源化】

- ・エコロでの再生家具の頒布
- ・リユースを行う民間事業者との連携

関連する主なSDGsの目標



## 1.2 リサイクルの推進

### (1) 分別の徹底による資源化

家庭から排出されるごみの中には、雑誌や雑がみ、古着・古布等、資源化できるものが含まれています。分別を徹底することにより資源化につながることから、分別の方法を市民に向けて周知します。

環境教育・環境学習として、SDGs、ごみの分け方・出し方、プラスチックごみ削減等の出前講座や体験学習を実施しています。環境教育・環境学習機会を充実させ、分別の徹底に取り組めます。

単身世帯の増加や共働き世帯が増えるとともに、近年では自宅で仕事を行うテレワークが進展し、消費行動やライフスタイルが変化しています。市民のライフスタイルの変化に合わせて、分別区分、収集方法及び収集頻度等を適宜見直します。

#### 主な取り組み

##### 【市民への周知・啓発】

- ・「家庭の資源とごみの分け方・出し方」による分別方法の周知
- ・広報とこざわやチラシ、スマートフォン用アプリ等による分別方法の周知

##### 【環境教育・環境学習機会の充実】

- ・出前講座の実施
- ・体験学習の実施

##### 【市民のライフスタイルの変化に合わせた収集業務の実施】

- ・分別区分、収集方法及び収集頻度等の適宜見直し

## (2) プラスチック類の減量・資源化

海洋プラスチックごみの対策が喫緊の課題となり、市では「マチごとプラスチックごみ削減」を宣言し、ごみの分別を徹底し適正な処理を推進してきました。今後も継続して、市民及び事業者の脱プラスチックを促進していきます。

単一素材プラスチックは容器包装プラスチックとリサイクル方法が異なることから、市では拠点回収のみで実施してきました。しかし、令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環法」を受け、更なる資源化が求められています。拠点回収をさらに推進するとともに、収集方法の検討及び民間事業者と連携した資源化の推進に取り組みます。

また、市では給水スポットを設置し、マイボトル持参によるペットボトル削減を推進してきました。今後も、マイボトルの持参の促進や民間事業者との連携による資源化を推進します。

#### 主な取り組み

##### 【容器包装プラスチックの減量・資源化の推進】

- ・マイバッグ持参の促進
- ・市民及び事業者の脱プラスチックの促進

##### 【単一素材プラスチックの減量・資源化の推進】

- ・拠点回収の推進
- ・収集方法の検討
- ・民間事業者との連携
- ・レンタル、リースの活用

##### 【ペットボトルの削減】

- ・マイボトル持参の促進
- ・民間事業者との連携

### (3) 集団資源回収事業の推進

集団資源回収は、自治会・町内会・子ども会等の団体が、自主的活動として資源回収を行い、回収実績に応じて市から報償金を支払う制度です。報償金を団体の活動資金として活用できるだけでなく、地域コミュニティづくり、環境学習の場ともなります。

市では、集団資源回収事業の周知及び参加促進に取り組みます。また、資源化量の増加へ向けて、集団資源回収の適宜見直しを図っていきます。

#### 主な取り組み

##### 【集団資源回収システムの拡大】

- ・集団資源回収事業の周知及び参加促進
- ・行政回収に代わる集団資源回収の推進
- ・環境推進員による各地区での参加促進

##### 【集団資源回収による資源化量の増加】

- ・集団資源回収事業の適宜見直し

## 2. ごみ処理に要するエネルギー消費の低減

関連する主な SDGs の目標



### 2.1 低炭素型廃棄物処理施設の運営

#### (1) カーボンニュートラルに向けた廃棄物処理の推進

地球温暖化や気候変動が世界的な問題となる中、市では令和2年11月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

市では、カーボンニュートラルに向けた廃棄物処理の低炭素化の推進のため、ごみ収集においては、環境にやさしい収集車両の導入を推進するとともに、収集車両の燃料消費量を低減させるために有効な収集順序及び経路について検討を行い、収集ルート of 最適化を図ります。また、ごみ処理施設においては、施設の緑化を進めるとともに、設備の省エネルギー化を図りながら、燃焼等に伴う温室効果ガス発生量の削減を推進していきます。

#### 主な取り組み

##### 【ごみ収集における低炭素化の推進】

- ・環境にやさしい収集車両の導入
- ・収集ルートの最適化

##### 【ごみ処理施設における低炭素化の推進】

- ・燃焼等に伴う温室効果ガス発生量の削減
- ・緑化の推進

#### (2) ごみ処理施設の適正な維持管理

市では、ごみ処理施設の適正な維持管理のため、今後も、法令及び自主基準値を遵守し、クリーンセンターの定期的な点検及び修繕を実施していきます。

クリーンセンターの安定的・効率的な施設運営へ向けて、平成30年度から実施している長期包括運営委託を継続します。また、他市町村との連携等による広域的な処理を検討していきます。

#### 主な取り組み

##### 【法令及び自主基準値の遵守】

- ・定期的な点検及び修繕の実施
- ・教育訓練の実施

##### 【安定的・効率的な施設運営】

- ・長期包括運営委託の実施
- ・他の市町村との連携等による広域かつ効率的な処理の検討



## 2.2 未利用エネルギーの活用

### (1) ごみ処理におけるエネルギーの活用

地球温暖化の防止や循環型社会の形成、地域社会の活性化に寄与する未利用エネルギーの活用が求められています。

我が国では、「バイオマス活用推進基本法」に基づき、令和4年に新たな「バイオマス活用推進基本計画」が策定され、カーボンニュートラルや循環型社会の構築に向けたバイオマスの利活用が推進されています。市では、廃棄物系バイオマスを活用した資源化施設の整備について検討していきます。

東部クリーンセンターでは、ごみの焼却によって発生する余熱を利用して発電を行っています。今後、新たな廃棄物処理施設の整備が必要となった際にも、余熱や発電電力の利活用を進めていきます。また、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力や熱供給等の役割も期待できることから、地域の防災拠点として利活用する等、地域に新たな価値を創出する施設の整備を検討します。

#### 主な取り組み

##### 【廃棄物系バイオマスの利活用の推進】

- ・バイオマス資源化施設の検討

##### 【地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備】

- ・今後のごみ処理施設の在り方の検討
- ・余熱及び発電電力等の利活用の推進
- ・災害時における地域の防災拠点としての利活用の検討

### 3. ごみの適正な処理の推進

関連する主な SDGs の目標



#### 3.1 ごみの適正な処理の推進

##### (1) ごみ減量・資源化の推進

平成 27 年に国連サミットで定められた SDGs では、目標の 1 つとして「目標 12：つくる責任 つかう責任」が掲げられ、廃棄物の発生を大幅に削減することが挙げられています。市では、「もったいないの心」を大切に、市民及び事業者のごみ減量・資源化を推進していきます。

また、最終処分量の削減に向けて、資源化できない廃プラスチック類は引き続きサーマルリサイクルを行います。今後も、技術動向や社会状況を注視しながら、より効果的な資源化方法や処理方法を検討していきます。

##### 主な取り組み

###### 【家庭からのごみ減量・資源化の推進】

- ・経済的手法<sup>1</sup>の活用によるごみ減量・資源化の推進
- ・資源化につながる分別の普及促進

###### 【事業者のごみ減量・資源化の推進】

- ・ごみ処理にかかる適正な一般廃棄物処理手数料の適宜見直し

###### 【最終処分量の削減】

- ・廃プラスチック類の焼却処理の実施
- ・焼却灰及びびばいじん等の資源化

##### (2) 不法投棄・資源物持ち去りの防止

不法投棄は、廃棄物処理法により禁止されています。また、集積所に出された資源物の所有権は市にあることから、資源物を持ち去る行為は、市の条例により禁止されています。

これまで不法投棄及び資源物持ち去り行為に対しては、看板による注意喚起や定期的なパトロールにより対策してきました。今後も、ごみ集積所を含む地域のパトロールを強化するとともに、警察機関や市民との連携による監視体制を強化します。

##### 主な取り組み

###### 【不法投棄・資源物持ち去り行為への対策の充実】

- ・パトロールの強化
- ・警察機関や市民との連携による監視体制の強化

<sup>1</sup> 生ごみ処理機購入に対する助成、集団資源回収に対する補助、現行のごみ処理手数料の見直しなどが挙げられます。

### (3) 最終処分場の整備及び維持管理

市では、新たな最終処分場として、南永井地区において第2一般廃棄物最終処分場を整備しています。今後も、地元自治会と調整を図りながら、周辺環境に配慮した処分場を整備するとともに、今後策定する維持管理計画を作成し、運用していきます。

#### 主な取り組み

##### 【周辺環境に配慮した最終処分場の整備】

- ・地元自治会との綿密な調整
- ・工事車両専用の搬出入路の整備
- ・工事期間中の安全対策・環境保全対策の実施

##### 【適正な維持管理計画の策定】

- ・維持管理体制の構築
- ・各種データの公表
- ・周辺環境の整備
- ・環境負荷の低減

### (4) 収集・運搬体制等の整備

我が国では、高齢化により、家庭からの日々のごみ排出に課題を抱える事例も生じていることから、従来のごみ処理体制を見直し、高齢化社会に対応したごみ処理体制について検討していく必要があります。

市では、高齢又は障害等によりごみ出しが困難な方に対して「ふれあい収集」を実施していますが、今後も支援策について検討していきます。

また、高齢化に伴い、全国的に紙おむつの排出が増加傾向にあります。紙おむつにはパルプやプラスチック等の資源化可能なものが含まれており、焼却処理から再生利用等に切り替えることでごみの減量に寄与することから、有効な紙おむつの回収方法や資源化の方法について検討します。

令和2年4月には、東西に分かれていた収集部門の一元化を行いました。また、収集運搬業務を効率的かつ適正に行うため、段階的な委託拡大を実施してきました。現在、市の収集運搬業務の委託率は約7割となっており、今後も計画的な委託の拡大を進めていきます。

#### 主な取り組み

##### 【高齢化に伴う廃棄物の適正処理】

- ・既存のごみ出し支援事業の拡充
- ・関係部署と連携したごみ出し支援策の検討
- ・紙おむつの回収方法や資源化の検討

##### 【収集・運搬の安定的な実施及び費用の低減】

- ・ごみ収集運搬業務の計画的な委託の拡大

## (5) ごみ処理に係る近隣市町村との協力・連携体制の充実

令和5年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、資源循環の取り組みを強化し、温室効果ガスの排出削減に貢献しつつ、将来にかかるコストを可能な限り抑制して地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保し、地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設の整備を行っていくこととしています。

市では、廃棄物の適正処理へ向けて、埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県西部地域まちづくり協議会といった、県内の広域的な枠組みと連携を図ります。また、廃棄物処理施設の老朽化への対応を含めて、近隣市町村とのごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の検討を行います。

### 主な取り組み

#### 【協力・連携による廃棄物の適正処理】

- ・埼玉県清掃行政研究協議会や埼玉県西部地域まちづくり協議会との連携
- ・ごみ処理の広域化、ごみ処理施設の集約化の検討

関連する主なSDGsの目標



## 3.2 災害時のごみ処理システムの強化

### (1) 災害廃棄物処理に関する体制構築及び強化

市では、近年多発する大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理について平時から備えるため、処理方針、業務内容、組織・協力支援体制等について整理した災害廃棄物処理計画を令和元年10月に策定しています。

今後、所沢市国土強靱化地域計画との整合を図りながら災害廃棄物処理計画を適宜見直し、他自治体及び民間事業者との連絡体制の確認を行い、より強固な災害廃棄物処理体制を構築します。

災害時に備えて、災害廃棄物の処理に関する教育訓練を実施します。また、職員が国や県で実施する研修等へ参加し、災害時に柔軟に対応できるよう廃棄物処理体制を強化します。

### 主な取り組み

#### 【災害廃棄物処理体制の構築】

- ・所沢市災害廃棄物処理計画の適宜見直し
- ・他自治体及び民間事業者との連絡体制の確認

#### 【災害時に備えた廃棄物処理体制の強化】

- ・災害廃棄物の処理に関する教育訓練の実施
- ・国や県で実施する研修等への参加



## 第4章 生活排水処理基本計画

本章の実績等は令和4年度末時点の内容を掲載しています。

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1. 処理体系

市の生活排水処理体系の概要を図4-1に示します。

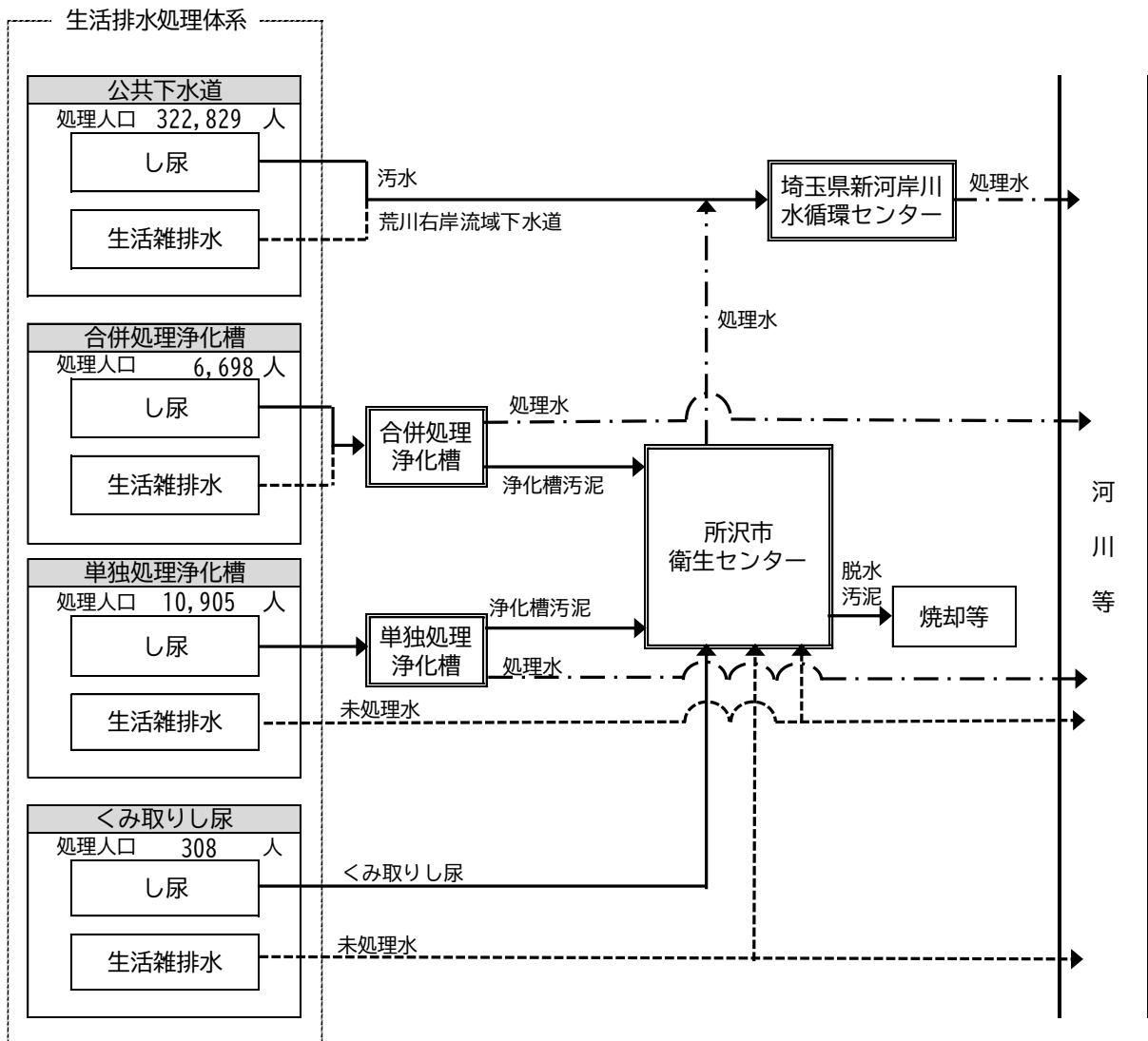


図 4-1 生活排水処理体系 (令和4年度末時点)

## 2. 生活排水処理人口及び普及率

市の平成 30 年度から令和 4 年度の処理形態別生活排水処理人口及び普及率を表 4-1、国、埼玉県との生活排水処理普及率の比較を図 4-2 に示します。

令和 4 年度における水洗化・生活雑排水処理人口は 343,867 人、生活排水処理普及率は 95.8%であり、平成 30 年度以降、微増傾向にあります。

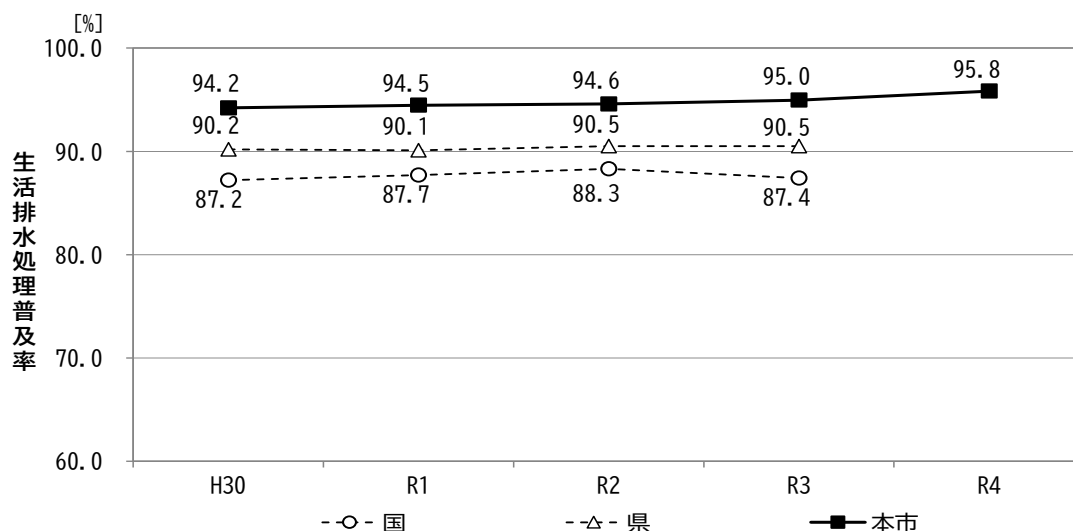
表 4-1 処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理普及率

区 分	単位	実 績				
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1. 行政人口	人	343,912	344,193	344,014	343,752	343,867
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	324,011	325,148	325,407	326,440	329,527
(1) コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0	0
(2) 下水道水洗化人口	人	318,316	319,669	320,116	322,349	322,829
(3) 合併処理浄化槽人口	人	5,695	5,479	5,291	4,091	6,698
(4) 農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	16,762	15,851	15,479	13,974	10,905
4. 非水洗化人口	人	493	446	370	339	308
(1). <み取りし尿人口	人	493	446	370	339	308
(2). 自家処理	人	0	0	0	0	0
5. その他※2	人	2,646	2,748	2,758	2,999	3,127
生活排水処理普及率※3	%	94.2	94.5	94.6	95.0	95.8
【参考】 下水道処理区域内人口	人	323,645	324,981	324,987	326,740	327,050
【参考】 浄化槽人口※1	人	22,457	21,330	20,770	18,065	17,603

※1：浄化槽人口 = 「(3)合併処理浄化槽人口」 + 「3.水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)」

※2：その他 = 処理方法不明等人口

※3：生活排水処理普及率 = 「2.水洗化・生活雑排水処理人口」 / 「1.行政人口」 × 100



※国と県の指標は一般廃棄物処理実態調査結果(令和3年度)に基づく

図 4-2 国、埼玉県と比較した生活排水処理普及率の推移

### 3. し尿等収集処理の現況

#### 3.1 収集区域の範囲

令和4年度現在のし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、市の行政区域全域です。

#### 3.2 し尿等収集運搬及び処理処分の現況

市のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を表4-2及び図4-3に示します。

令和4年度におけるし尿排出量は1,522kℓ/年、浄化槽汚泥排出量は17,486kℓ/年でした。し尿は、平成30年度以降減少傾向にあり、浄化槽汚泥は、平成30年度以降増加傾向となっています。

表4-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間排出量	kℓ/年	18,047	18,592	18,986	19,585	19,008
し尿	kℓ/年	1,681	1,601	1,578	1,626	1,522
浄化槽汚泥	kℓ/年	16,366	16,990	17,408	17,958	17,486
日平均排出量	kℓ/日	49	51	52	54	52
し尿	kℓ/日	5	4	4	4	4
浄化槽汚泥	kℓ/日	45	47	48	49	48
浄化槽汚泥比率	%	90.7	91.4	91.7	91.7	92.0
処理量	kℓ/年	18,047	18,592	18,986	19,585	19,008
し尿	kℓ/年	1,681	1,601	1,578	1,626	1,522
浄化槽汚泥	kℓ/年	16,366	16,990	17,408	17,958	17,486
搬出量	t/年	347	345	321	314	323
脱水汚泥(焼却)	t/年	347	345	321	314	323

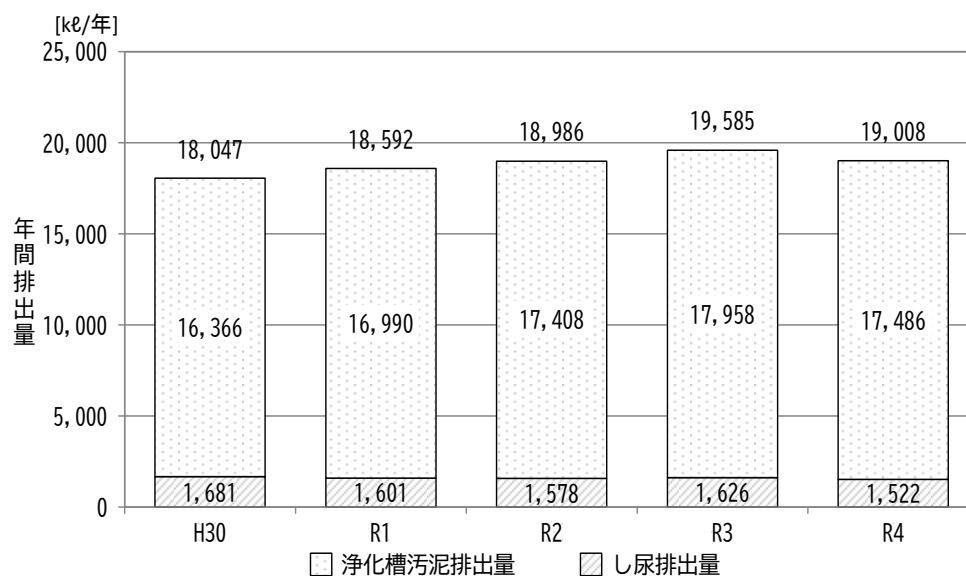


図4-3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

#### 4. 生活排水処理の課題

---

##### (1) 下水道整備推進

- 市の下水道は、令和4年度末において処理区域面積 3,323.9ha、下水道水洗化人口 322,829 人となっています。
- 今後も、下水道整備を推進し、普及率の向上を図る必要があります。

##### (2) 合併処理浄化槽設置の普及

- 浄化槽にはトイレのし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と台所排水等の生活雑排水の両方を併せて処理する「合併処理浄化槽」があります。平成13年度に合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、市では浄化槽整備事業補助金交付要綱を策定し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。単独処理浄化槽は減少傾向にありますが、令和4年度の単独処理浄化槽人口は10,905人となっており、合併処理浄化槽への転換等を引き続き促進していく必要があります。

##### (3) 生活雑排水処理の推進

- くみ取りし尿世帯、単独処理浄化槽設置世帯においては、くみ取りをしている生活雑排水以外は未処理で排出されています。このため、生活雑排水による水質汚濁の状況等を勘案して、合併処理浄化槽の設置、また、既に単独処理浄化槽を設置している世帯については合併処理浄化槽への転換の促進を図り、生活雑排水の適正処理を推進していく必要があります。
- 下水道処理区域内のくみ取り、浄化槽世帯については、下水道への接続を引き続き指導していく必要があります。

##### (4) 広報・啓発活動

- 市民に対し生活排水処理の重要性を広報ところざわ、市ホームページ、パンフレット等により啓発していきます。
- 浄化槽の適切な維持管理の必要性から、行政回覧、個別通知等での浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について、今後も啓発していく必要があります。

## 第2節 基本方針

---

### 1. 処理目標

---

市は、埼玉県西部の武蔵野台地に位置し、南部には狭山丘陵が広がっています。この豊かな自然環境に恵まれた地域を流れる東川、柳瀬川等の河川は、地域に多くの恵みを与えています。これら河川のうち、特に市街部を貫流する河川では、近年の下水道整備や合併処理浄化槽の設置に伴い、水質汚濁は緩やかな改善傾向が見られるものの、あらゆる生命の源の「水」と豊かで美しい自然環境を守るためには、引き続き適正な生活排水処理が極めて重要な課題になっています。

市では、公共用水域の水質保全を図り、水が育む自然環境の場の保全に努め、豊かな水環境を恒常的なものとするを生活排水処理に係る目標とし、生活排水の適正処理に努めていきます。

### 2. 基本方針

---

新計画では、基本方針を以下のとおり定め、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

#### 基本方針

- 基本方針1 下水道整備の推進

今後も、下水道整備による生活排水処理の推進を図ります。

- 基本方針2 下水道水洗化率（接続率）の向上

衛生処理の向上のため、下水道処理区域内の未水洗化世帯に対する下水道への接続を指導し、水洗化率（接続率）向上を図ります。

- 基本方針3 生活雑排水処理の推進

下水道未整備区域における合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽設置世帯に対して、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を啓発し、生活雑排水の適正処理に努めます。

### 3. 生活排水処理計画

---

第2節の1で掲げた目標を達成するため、生活排水処理施設の効率的整備等を目的として策定した埼玉県生活排水処理施設整備構想、及び所沢市生活排水処理基本計画（以下「市生排計画」といいます。）に基づき、令和7年度に生活排水処理率100%になるよう努めていきます。

#### 3.1 生活排水処理施設整備計画

##### (1) 下水道

公共下水道は、米軍所沢通信基地及び狭山湖周辺を除く区域を全体計画区域として、市街化区域から重点的に整備を図ってきました。現在は、市街化調整区域の整備を進めており、行政人口の約94%が下水道に接続し処理を行っています。今後は、下水道で整備するとした区域について引き続き整備を進めていきます。

##### (2) 合併処理浄化槽

市生排計画において浄化槽で整備するとした区域については、今後も単独処理浄化槽設置世帯の合併処理浄化槽への転換の促進や、「浄化槽整備事業補助金制度」の継続実施により、生活雑排水処理の推進を図ることとします。

##### (3) し尿処理施設

所沢市衛生センターでは、市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ適正な処理を継続していきます。

#### 3.2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

##### (1) 収集運搬

今後も生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集運搬を行うとともに、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集を行います。

##### (2) 収集の範囲

収集区域の範囲は市の行政区域全体とし、今後も効率的な収集運搬を実施していきます。

#### 3.3 中間処理計画

市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥について、適正な処理を安定的に継続していくとともに、下水道へ放流する処理水の適正管理に努めます。なお、今後、下水道の普及と人口の減少に伴って、し尿及び浄化槽汚泥量が減少することが見込まれます。

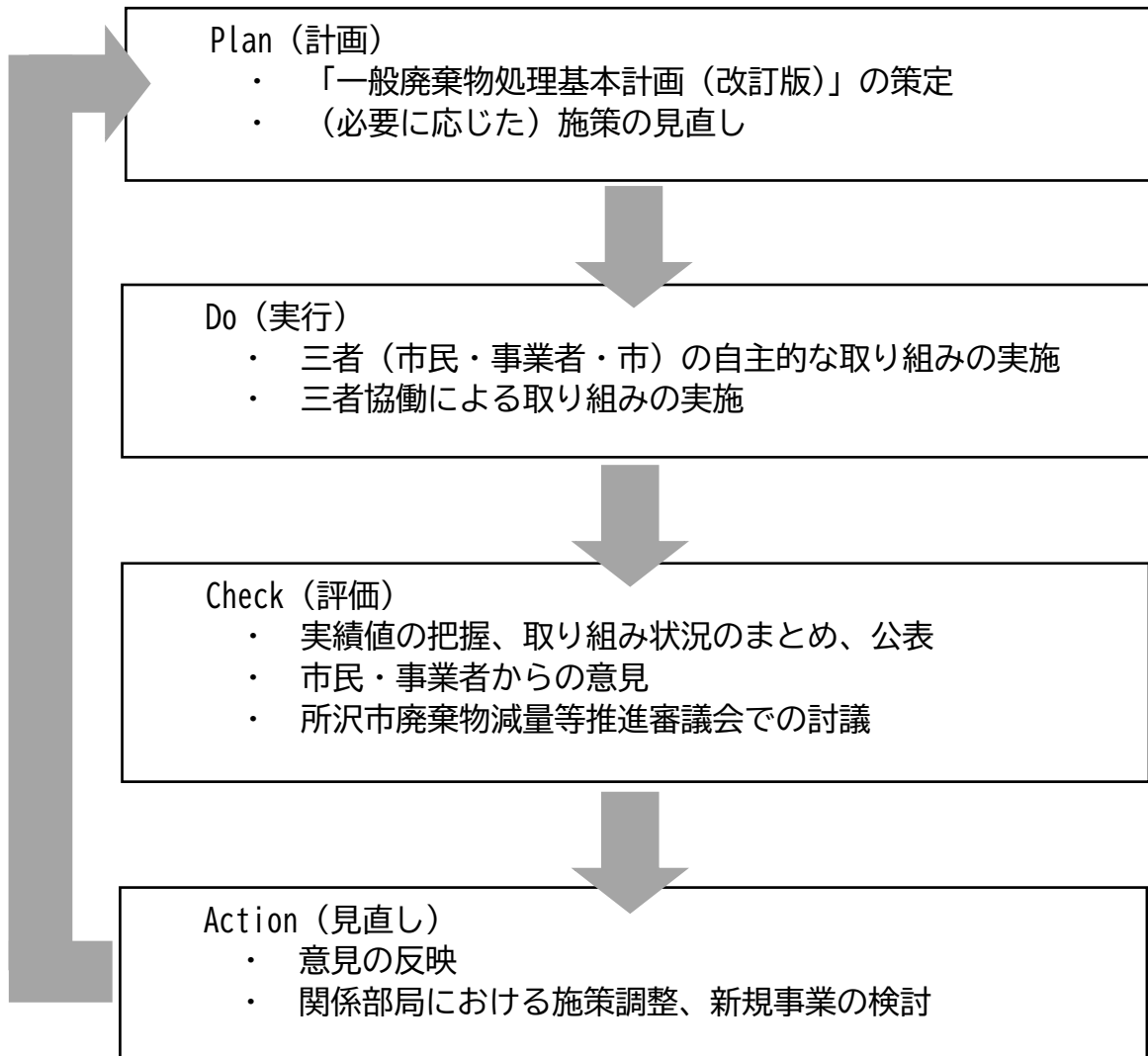
#### 3.4 最終処分計画

今後も、し尿処理施設から発生する汚泥は適正な中間処理のもと、資源化を図りつつ、最終処分場に埋立処分も行っていきます。

## 第5章 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくためには、一般廃棄物排出量と処理量やその他処理事業に関する指標の把握に努め、施策の取り組み状況を点検・評価する仕組みが必要です。

本計画では、施策の実施状況を十分に検証し、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくようマネジメントシステムを確立します。







## 資料編

1. 市の概況 .....	55
1.1 自然特性 .....	55
1.2 社会特性 .....	59
2. ごみ処理 .....	63
2.1 ごみ処理の現況 .....	63
2.2 ごみ処理の評価 .....	70
2.3 ごみ排出量の推計 .....	77
3. 生活排水処理 .....	85
3.1 生活排水処理システム .....	85



## 1. 市の概況

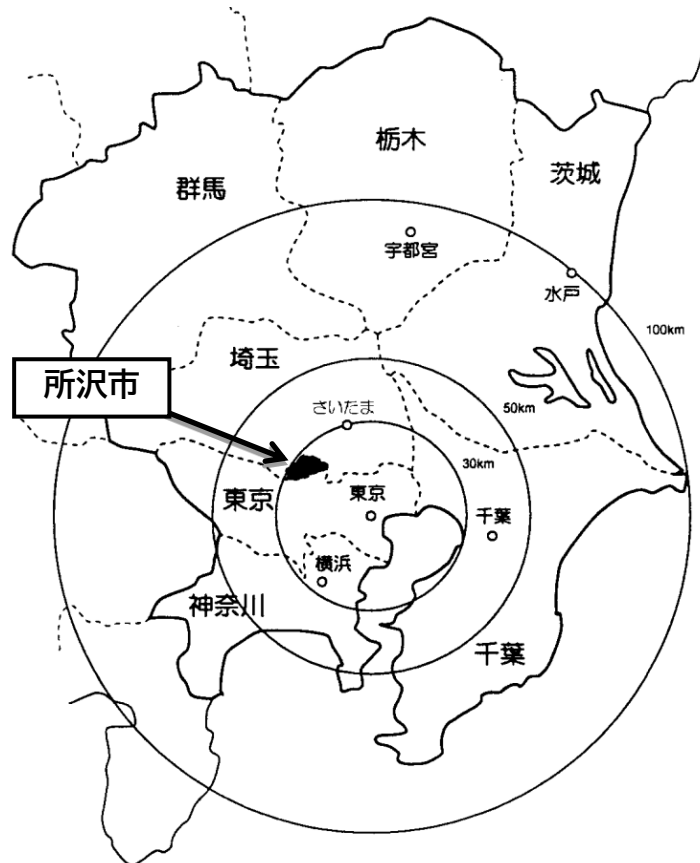
### 1.1 自然特性

#### (1) 位置及び市の概要

市の位置を図資- 1 に示します。

市は、東西 15.1km、南北 8.9km にわたる面積 72.11km<sup>2</sup> の市です。首都東京から 30 キロ圏内にあり、武蔵野台地のほぼ中央、東京都多摩北部に接する埼玉県南西部に位置しています。

狭山丘陵付近に源を発する柳瀬川、東川等が流れています。気候は概ね温暖で、冬は北西からの季節風が吹きます。市内には、鎌倉時代の末期に、新田義貞の軍勢と鎌倉幕府軍が戦った古戦場があり、江戸時代には三富開拓地割が柳沢吉保によって作られました。明治 44 年には、我が国ではじめて飛行場がつくられ、日本の航空発祥の地となっています。昭和 25 年、埼玉県で 8 番目に市制を施行しましたが、当時は人口 4 万 2 千人余りの、茶園や畑の広がる農業中心のまちでした。その後、首都東京に近く交通の利便性や優れた自然環境等から人口が増加し、現在では人口 34 万人を超える埼玉県南西部の中心都市として発展しています。



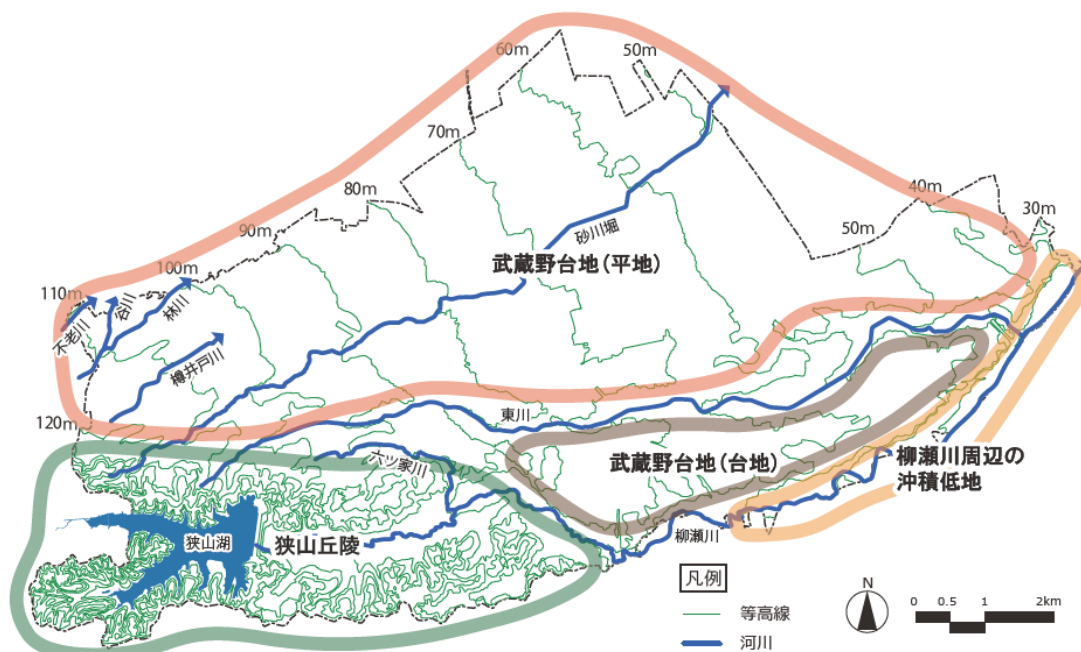
図資- 1 市の概況

## (2) 地形・地質

市の地形図を図資- 2 に示します。

市の地形は、北東部はローム台地、南西部は小起伏丘陵地、南東の河川沿いは三角州性低地となっています。北部は武蔵野台地、中央から東部にかけては下末吉台地、南西部は狭山丘陵地に属しています。狭山丘陵は、標高 175.1mと市内で最も高く、起伏が多く変化に富んでおり、概ね西から東に緩やかに傾斜しています。

地質は、立川・武蔵野・下末吉ローム層からなる関東ロームと、所沢れき層とよばれる堆積物で扇状地が形成されています。



出典：所沢市都市計画マスタープラン

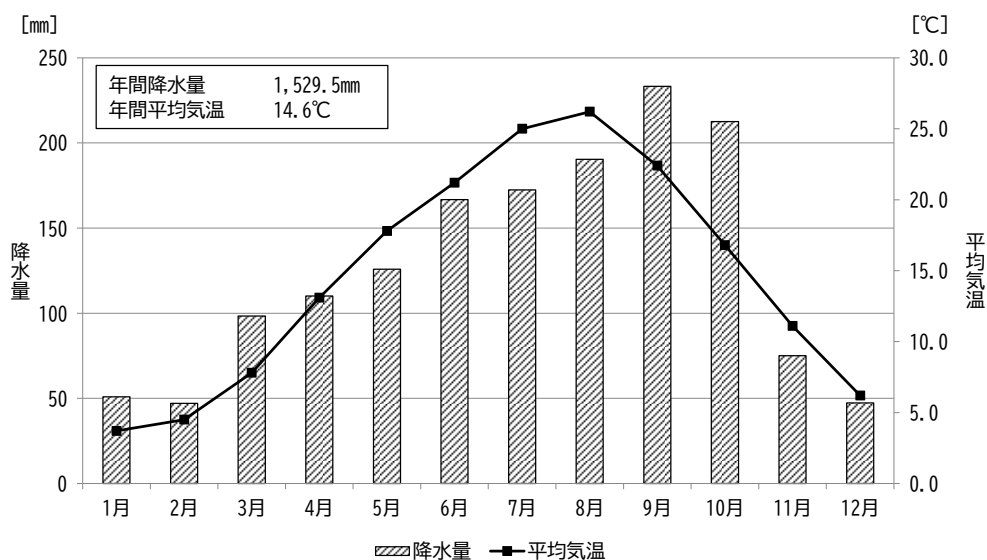
図資- 2 市の地形図

### (3) 気象

月間降水量及び月間平均気温を図資- 3 に、年間降水量及び年間平均気温を図資- 4 に示します。

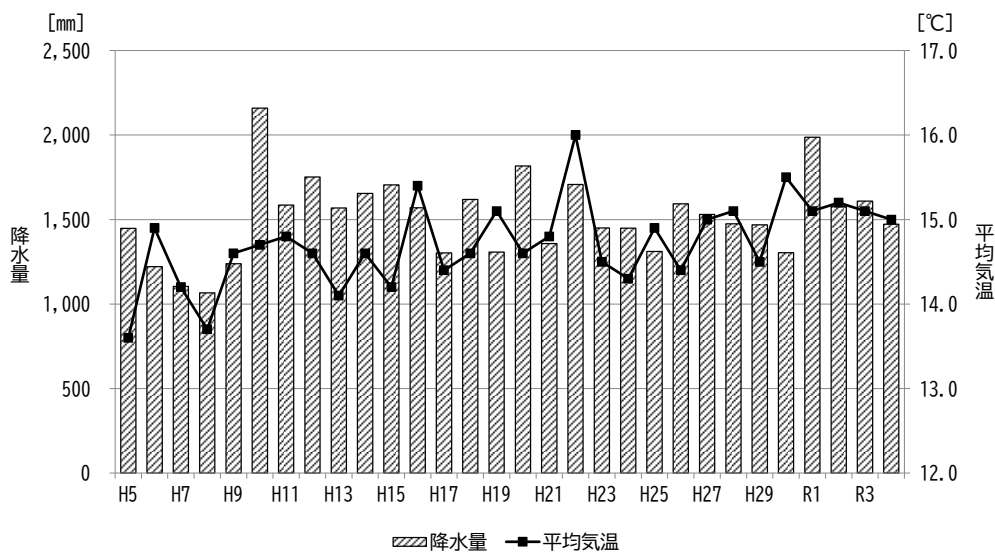
市の気象状況は、気候は概ね温暖で、夏は高温多湿、冬は乾燥する内陸性気候です。年間平均気温は 14.6℃、年間降水量は 1,529.5mm となっています。

過去 30 年間の降水量及び平均気温の推移をみると、降水量は 1,066~2,159mm と変動が大きく、平成 10 年をピークに近年は減少傾向にあります。平均気温は 13.6~16.0℃ で推移しており、近年は横ばい傾向にあります。



※平年値は 1991 年～2020 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出  
出典：気象庁ホームページ 過去の気象データ

図資- 3 月間降水量及び月間平均気温 (平成 3 年～令和 2 年 平年値)



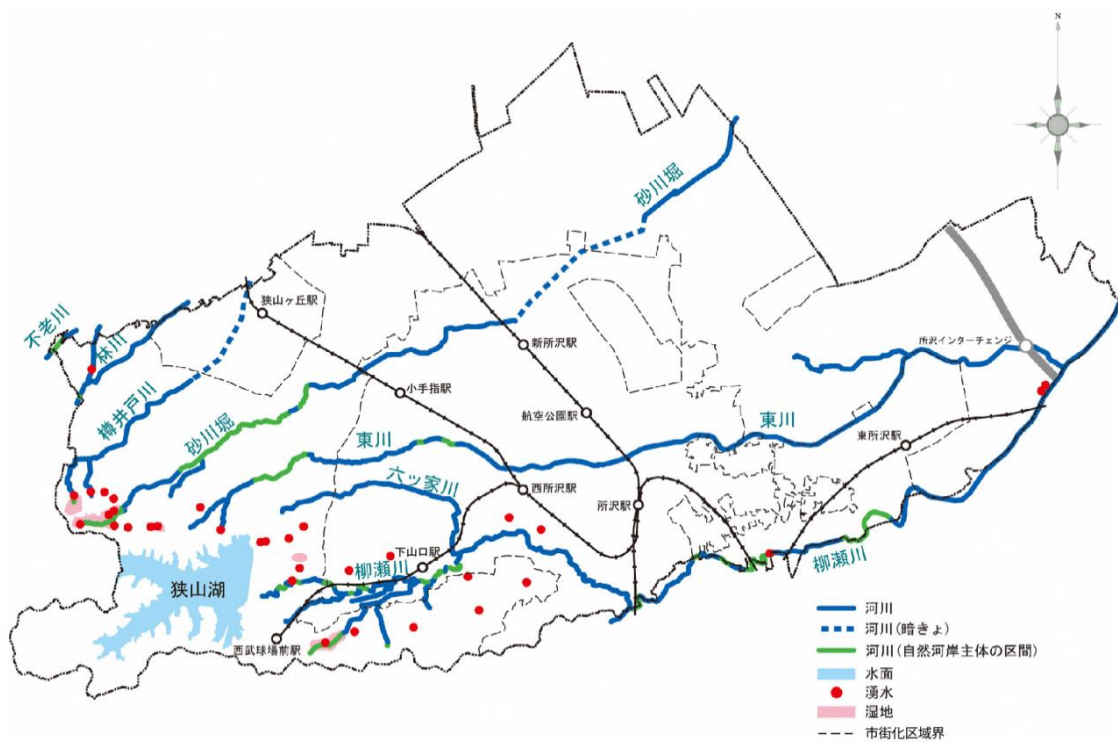
出典：気象庁ホームページ 過去の気象データ

図資- 4 年間降水量及び年間平均気温 (平成 5 年～令和 4 年)

#### (4) 水象

市の水系図を図資- 5 に示します。

市の主な河川（一級河川）は、狭山丘陵から東に向かって流れる柳瀬川、東川及び三ヶ島地区を流れる不老川があります。その多くが狭山丘陵を水源としてほぼ西から東へと市内を流下しており、上流部には自然河岸が残されています。また、都市下水路の六ツ家川、砂川掘のほか、日比田水路、樽井戸川等多くの水路があります。



図資- 5 市の水系図

#### (5) 動植物

市には、丘陵及び平地における雑木林や耕作地等の緑地、狭山湖を代表とする水域等、多様な自然環境が存在しており、多くの動植物が生息しています。

## 1.2 社会特性

### (1) 人口・世帯数

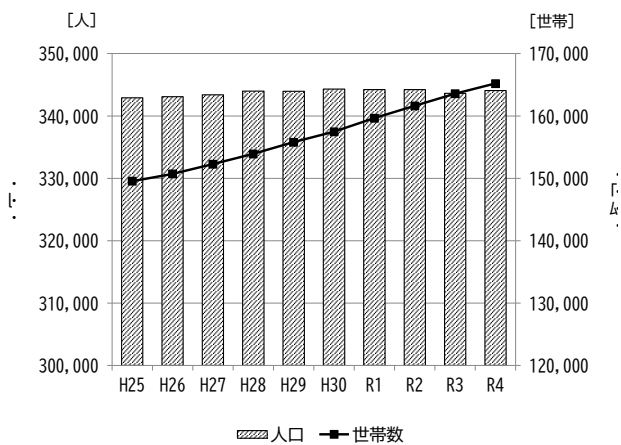
市の人口・世帯数の推移を表資- 1 及び図資- 6 に、年齢階級別人口ピラミッド（令和 4 年 12 月 31 日現在）を図資- 7 に示します。

人口、世帯数とも概ね増加傾向にあり、令和 4 年末の人口は 344,070 人、世帯数は 167,329 世帯となっています。なお、1 世帯あたりの人口は減少傾向にあり、令和 4 年では約 2.1 人となっています。

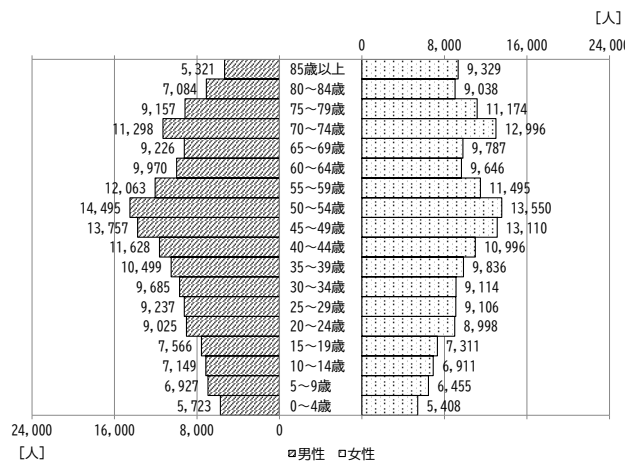
表資- 1 人口・世帯数の推移

各年 12 月 31 日現在

年	人口（人）		世帯数（世帯）	1 世帯あたりの人口（人/世帯）	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
	人口	対前年度増加数			
平成 24	343,164	-	149,539	2.3	4,767
平成 25	342,925	-239	150,699	2.3	4,764
平成 26	343,083	158	152,262	2.3	4,758
平成 27	343,390	307	153,901	2.2	4,762
平成 28	343,993	603	155,779	2.2	4,770
平成 29	343,965	-28	157,450	2.2	4,770
平成 30	344,320	355	159,629	2.2	4,775
令和元	344,233	-87	161,604	2.1	4,774
令和 2	344,216	-17	163,555	2.1	4,773
令和 3	343,637	-579	165,189	2.1	4,765
令和 4	344,070	433	167,329	2.1	4,771



図資- 6 人口・世帯数の推移



図資- 7 年齢階級別人口ピラミッド  
(令和 4 年 12 月現在)

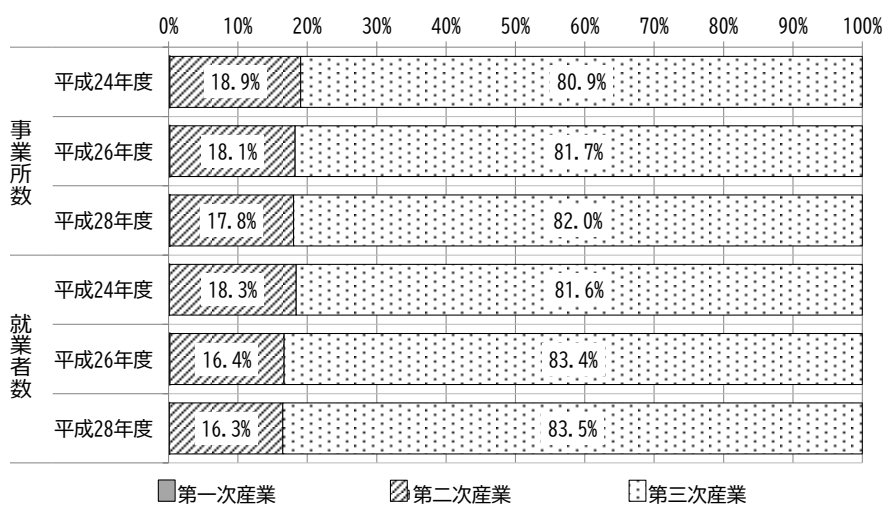
## (2) 産業の動向

市の産業大分類別の事業所数及び就業者数を表資- 2 及び図資- 8 に示します。

平成 28 年度は平成 26 年度と比較して、事業所数は増加していますが、就業者数については減少しています。平成 28 年度の産業区分別構成比は、事業所数、就業者数ともに第三次産業が約 80%、第二次産業が約 20%、第一次産業が 1%未満であり、平成 24 年度以降大きな変化はありませんでした。

表資- 2 産業大分類別の事業所数及び就業者数

項目	平成 24 年度		平成 26 年度		平成 28 年度	
	事業所数 (件)	就業者数 (人)	事業所数 (件)	就業者数 (人)	事業所数 (件)	就業者数 (人)
総 数	9,636	102,316	10,045	114,497	10,184	104,044
第一次産業	17	116	18	218	17	123
農業, 林業	17	116	18	218	17	123
漁 業	-	-	-	-	-	-
第二次産業	1,819	18,691	1,808	18,405	1,716	16,996
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	6	-	-	1	33
建 設 業	1,091	7,097	1,087	7,457	1,044	6,452
製 造 業	727	11,588	721	10,948	671	10,511
第三次産業	7,800	83,509	8,178	93,312	7,891	86,925
電気・ガス・熱供給・水道業	4	136	6	273	4	153
情報通信業	116	992	106	733	94	664
運輸業, 郵便業	250	12,084	259	10,287	268	10,890
卸売業, 小売業	2,367	20,573	2,360	20,930	2,273	21,691
金融業, 保険業	151	2,268	146	2,386	148	2,981
不動産業, 物品賃貸業	743	3,660	761	3,218	692	3,398
学術研究, 専門・技術サービス業	411	2,171	414	2,172	397	2,415
宿泊業, 飲食サービス業	1,144	10,613	1,170	10,684	1,153	10,826
生活関連サービス業, 娯楽業	943	6,175	966	5,587	947	5,351
教育, 学習支援業	382	3,501	477	7,785	407	3,372
医療, 福祉	774	12,570	964	19,236	967	16,690
複合サービス業	37	357	37	946	34	707
サービス業(他に分類されないもの)	478	8,409	512	9,075	507	7,787
公 務	-	-	-	-	-	-



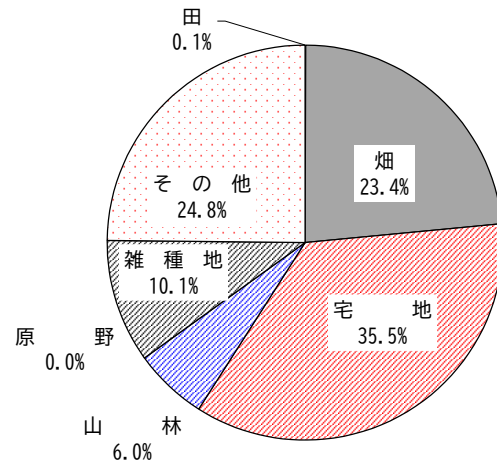
図資- 8 産業大分類別の事業所数及び就業者数構成比



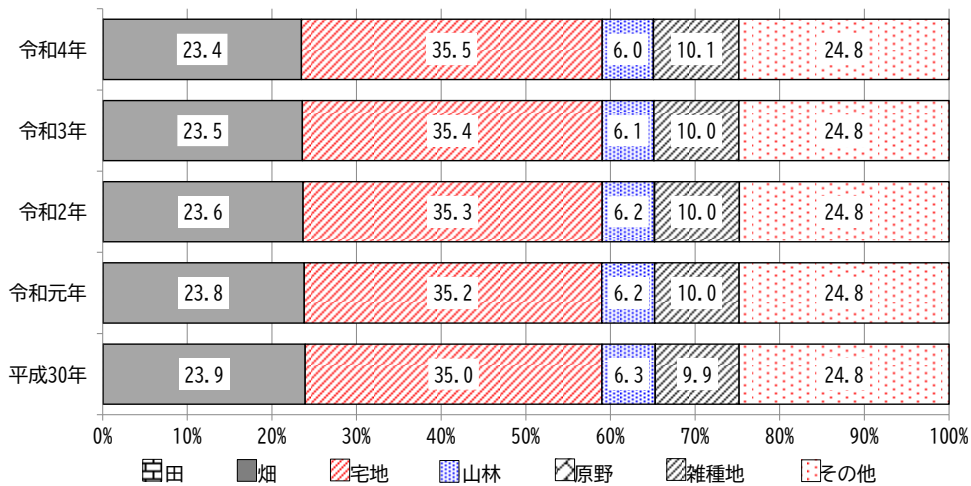
### (3) 土地利用の状況

市の地目別土地利用面積の割合を図資-9、その推移を図資-10、用途地域別指定面積構成比を図資-11に示します。

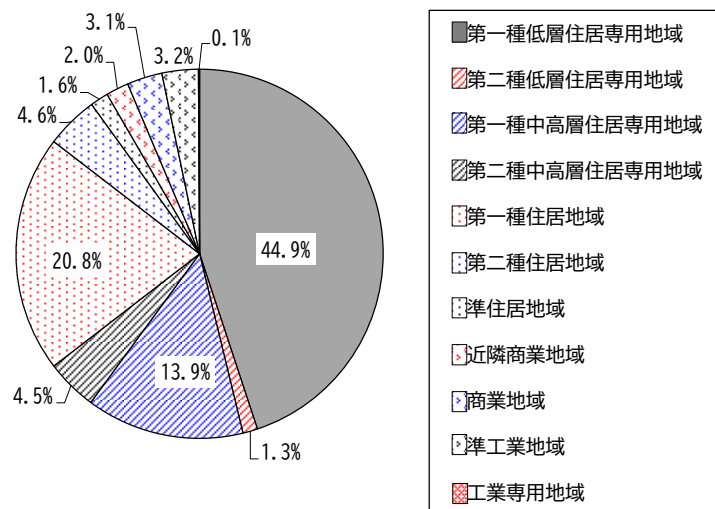
令和4年1月現在における市の地目別面積の構成比率は、宅地が35.5%と最も多く、次いでその他、畑となっています。その推移をみると、畑の割合が年々微減傾向にあり、宅地の割合が微増傾向にあります。また、「都市計画法」に基づく令和3年4月現在の用途地域別の指定面積構成比率は第一種低層住居専用地域が44.9%占めており、次いで、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域となっています。



図資-9 土地利用面積の割合



図資-10 地目別土地利用面積の推移（各年1月現在）



図資-11 用途地域別指定面積構成比（令和3年4月現在）

#### (4) 交通の状況

市の交通状況の把握として、バス・鉄道の1日あたりの利用者数を表資-3に示します。

市の令和3年度のバス・鉄道の1日あたりの利用者数(乗降者数)は、バスが22,039人、鉄道が353,279人となっています。

表資-3 バス・鉄道の1日あたりの利用者数(令和3年度)

項目	1日あたりの利用者数(乗降者数) (人)
バス	22,039
鉄道	353,279

## 2. ごみ処理

### 2.1 ごみ処理の現況

#### (1) 施設の概要

##### 1) ごみ焼却施設

市のごみ焼却施設の概要を表資- 4 に示します。

東部クリーンセンターは、平成 15 年度から稼働しており、平成 29 年 12 月から令和 3 年 3 月の期間で延命化工事を実施しました。

また、西部クリーンセンターは、平成元年度から稼働しており、平成 26 年 9 月から平成 29 年 3 月の期間で基幹的設備改良工事を実施しました。

両クリーンセンターともに運転と維持管理を民間企業に長期包括運営委託しており、安定的で効率的な施設運営に努めています。

表資- 4 ごみ焼却施設の概要

区分		東部クリーンセンター	西部クリーンセンター
所在地		所沢市大字日比田 895-1	所沢市林 1-320-1
建設年度	着工	平成 12 年 6 月	昭和 62 年 12 月
	竣工	平成 15 年 3 月	平成元年 3 月
面積	敷地面積	59,753m <sup>2</sup>	14,039m <sup>2</sup>
	延床面積	38,601m <sup>2</sup>	8,897m <sup>2</sup>
施設規模		230t/日 (115t/24h×2 炉)	147t/日 (73.5t/24h×2 炉)
処理方式		全連続燃焼式焼却炉	全連続燃焼式焼却炉
受入・供給設備	焼却設備	ピット&クレーン方式	ピット&クレーン方式
	排ガス処理設備	ろ過集じん器、湿式洗煙塔、活性炭吸着塔、脱硝反応塔	尿素水噴霧装置、活性炭・消石灰噴霧装置、ろ過集じん器、触媒脱硝塔
	可燃物破碎機	4.5t/5h	5.0t/5h
	延命化工事及び基幹的改良工事 実施期間	平成 29 年 12 月～令和 3 年 3 月	平成 26 年 9 月～平成 29 年 3 月
備考		灰溶融炉は、令和元年 9 月に廃止	C 系炉は、平成 28 年 11 月に廃止

2) その他中間処理施設

市のその他中間処理施設の概要を表資- 5 に示します。

東部クリーンセンターに併設されている不燃・粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、プラスチック類処理施設と西部クリーンセンターに併設されている容器包装プラスチック処理施設で行っています。

表資- 5 その他中間処理施設の概要

区分	東部クリーンセンター			西部クリーンセンター
	不燃・粗大ごみ 処理施設	資源ごみ 処理施設	プラスチック類 処理施設	容器包装プラスチック 処理施設
所在地	所沢市大字日比田 895-1			所沢市林 1-320-1
建設年度	着工	平成 12 年 6 月		
	竣工	平成 15 年 3 月		
施設規模	43t/5h	30t/5h	15t/5h	20t/5h
処理対象物	破碎ごみ類 粗大ごみ	びん・かん ・スプレー缶	容器包装 プラスチック	容器包装 プラスチック
処理方式	破碎・選別	手選別・磁気選別	手選別・ 圧縮梱包	手選別・圧縮梱包

### 3) 最終処分施設

市の最終処分施設の概要を表資- 6 及び表資- 7 に示します。

市唯一の最終処分施設の所沢市北野一般廃棄物最終処分場は平成 17 年 3 月 31 日をもって埋立が完了しており、現在は県営の処分場や民間処分場へ搬出を行っています。

現在は、新たに所沢市第 2 一般廃棄物最終処分場を整備しており、令和 4 年度より本格的な建設工事を進めながら、並行して所沢市第 2 一般廃棄物最終処分場供用開始後の維持管理・運営事業者の検討を行います。

また、所沢市北野一般廃棄物最終処分場の跡地を利用したメガソーラー所沢の概要を表資- 8 及び図資- 12 に示します。市では、平成 26 年 3 月からメガソーラー事業を展開しており、一般家庭約 260 世帯分相当の電力を発電し、温室効果ガス削減に寄与しています。

表資- 6 所沢市北野一般廃棄物最終処分場の概要

区分		所沢市北野一般廃棄物最終処分場
所在地		所沢市北野南三丁目 16 番地 24
工期	着工	昭和 62 年 12 月
	竣工	平成元年 3 月
埋立期間		平成元年度～平成 16 年度（現在埋立終了）
面積	総面積	約 33,000m <sup>2</sup>
	建物面積	234.6m <sup>2</sup> （搬入管理棟及び浸出液処理施設）
埋立容量		約 204,000m <sup>3</sup>
処理対象物		焼却灰及び溶融スラグ等

表資- 7 所沢市第 2 一般廃棄物最終処分場の概要

区分	所沢市第 2 一般廃棄物最終処分場（やなせみどりの丘）
所在地	所沢市大字南永井地内外
面積	約 6.0ha
埋立容量	約 130,000m <sup>3</sup>
処理対象物	焼却残渣、不燃残渣、資源ごみ残渣

表資- 8 メガソーラー所沢の概要

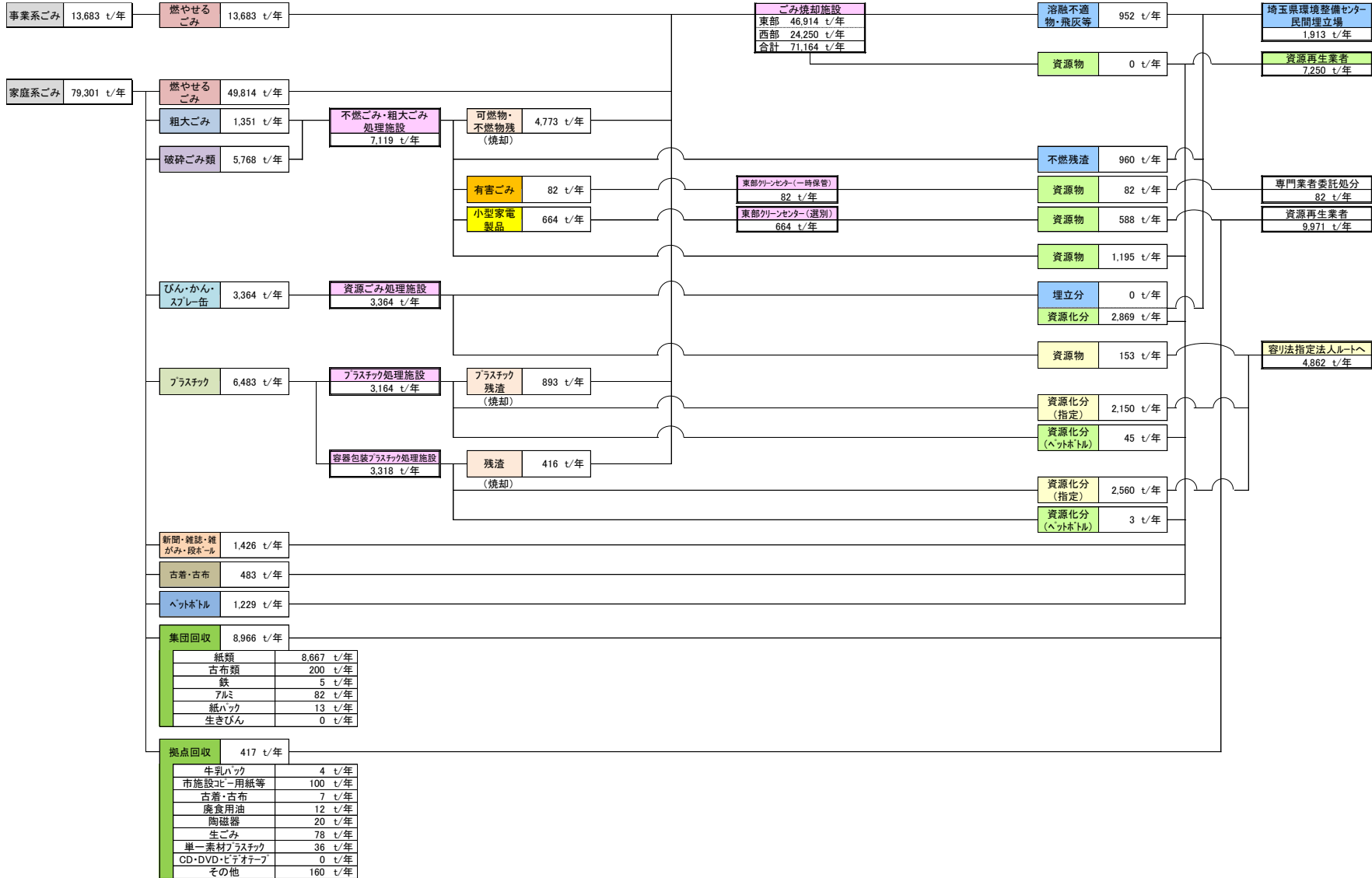
施設名称	メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）
設置面積	太陽光パネル設置面積：約 17,300m <sup>2</sup>
事業形態	建設工事及び保守管理等を含めた包括リース契約
事業期間	平成 26 年 3 月から令和 16 年 2 月までの 20 年間 （後期リース契約期間：令和 6 年 3 月から令和 16 年 2 月までの 10 年間）
発電出力	1,053kW（1.05MW） ※1MW のメガソーラーで発電される量は、約 260 世帯の一般家庭で使用する年間電気量に相当します。また、発電量を二酸化炭素の削減量に換算すると、1 年間で約 500,000kg-CO <sub>2</sub> を削減できることになります。
年間推定発電量	1,066,560kWh/年（20 年間平均値）
システム概要	多結晶シリコン太陽電池 245W/枚（国内メーカー製） 太陽光パネル設置枚数：4,298 枚 太陽光パネル設置角度：10° パワーコンディショナ：500kW×2 基
主な施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷が少ない基礎を使用した、埋立物への考慮及び撤去時の廃棄物の抑制</li> <li>・太陽光パネルが一望できる見学台の設置</li> <li>・風力、太陽光、蓄電池を利用したハイブリッド LED 外灯の設置</li> <li>・停電時対策として可搬式リチウムイオン蓄電池の設置</li> <li>・発電状況を市ホームページで閲覧できるコンテンツの整備</li> <li>・建設から維持管理まで、地元企業を活用し、地域経済を活性化</li> </ul>



図資- 12 メガソーラー所沢

(2) ごみ処理フロー

令和4年度実績のごみ処理フローを図資-13に示します。



図資-13 ごみ処理フロー（令和4年度実績）

### (3) 減量化・資源化への取り組み★

市の生ごみ減量化・資源化推進奨励金交付実績の推移を表資- 9 に示します。

市では、自家処理による生ごみの減量化とリサイクルを促進するため、生ごみ処理機器等の購入者に対して、市がその一部を補助する事業を昭和 61 年度から実施しています。平成 18 年度からは、この財政的支援の補助制度に代えて、自主的に生ごみの減量化又はリサイクルに取り組む市民に対し、生ごみ処理機器等の購入費の一部を支援する奨励金制度に変更しています。また、平成 25 年 4 月には交付要綱を改正し、この制度を利用して購入した処理機器が購入後 5 年以上経過し、破損等により使用に耐えない状態にあるとき等については、申請基数の上限に関わらず申請をすることが出来るようになりました。なお、令和 4 年度の交付実績は、交付基数は 226 基であり、平成 30 年度からの推移をみると、増加傾向にあります。

表資- 9 生ごみ減量化・資源化推進奨励金交付実績の推移

(単位：件/年)

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付 基数	コンポスト容器	26	34	32	44	61
	電気式生ごみ処理機	66	79	77	151	141
	EM生ごみ処理容器	17	14	0	11	19
	通気式生ごみ容器	0	0	0	0	0
	その他の生ごみ処理容器	4	6	6	5	5
	合計	113	133	115	211	226
	累計	14, 289	14, 422	14, 537	14, 748	14, 974



#### (4) 不法投棄ごみ撤去量

市の不法投棄ごみ撤去量の推移を表資- 10 に示します。

令和4年度におけるパトロール回収量は8,446kgで、そのうち家電リサイクル法及び資源有効利用促進法で事業者による製品の分別回収とリサイクルが義務付けられている廃家電の不法投棄廃家電は67台でした。平成30年度以降の推移を見ると、パトロール回収量、不法投棄廃家電は減少傾向となっています。

表資- 10 不法投棄ごみ撤去量の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パトロール回収量(kg)	14,420	11,920	11,250	10,710	8,446
不法投棄廃家電台数(台)	117	94	87	69	67
テレビ	57	47	36	32	43
エアコン	1	3	2	1	1
洗濯機	14	9	11	6	6
冷蔵庫・冷凍庫	26	20	24	10	10
衣類乾燥機	1	2	0	0	1
パソコン	18	13	14	20	6

#### (5) 近隣市町村との協力体制

市では、ごみ処理施設において不慮の事故等による緊急事態が発生した場合や、施設の改修工事等によりごみ処理施設での処理が難しい場合、埼玉県清掃行政研究協議会の構成団体及び埼玉県西部地域まちづくり協議会構成4市による、ごみ処理の相互応援の協力体制をとっています。

また、災害時には、埼玉県内市町村（災害時における埼玉県内全市町村間の相互応援に関する基本協定（平成19年5月締結））はもとより、東村山市、清瀬市、東久留米市等との協力体制を締結しています。（地域防災計画より）

## 2.2 ごみ処理の評価

### (1) 施策の実施状況

所沢市一般廃棄物処理基本計画（令和元年 10 月改訂版）に記載された市のごみに係る施策の実施状況を表資- 11 に示します。

市のごみに係る施策は、大きく「普及啓発・人材育成計画」、「排出抑制計画」、「リサイクル計画」、「収集運搬計画」、「中間処理計画」、「最終処分計画」の 6 つに分類し、施策の推進を図ってきました。

表資- 11 施策の実施状況

1. 普及啓発・人材育成計画		施策内容	実施状況	評価
1	【重点】市民・事業者への意識啓発、情報の発信	市民への意識啓発	広報誌「エコロ通信」の発行、「わたしたちのくらしのごみ」の発行、広報ところざわや市ホームページでのリサイクルに関する情報発信 レジ袋の削減、マイバックやマイボトル持参の啓発、食育月間における食品ロス削減の呼びかけ	○
		事業者への意識啓発	多量排出事業者に対するごみ適正処理等の指導・助言、資源化計画書の提出依頼 許可業者に対する搬入検査の実施	○
		環境教育・環境学習機会の充実	エコロまつりやもったいない市の開催、各種講座の開催 リサイクル関連ポスターや標語の募集、ポスター展示、体験学習の開催 出前講座の実施	○
		“マチごとプラスチックごみ削減”の推進	ペットボトルの削減、マイボトル持参の促進(給水スポットの設置、とことこマイボトルスポットの紹介) 脱プラスチックの促進(非プラスチック製容器等使用促進支援事業の実施)	○
2	環境への配慮、モラルの徹底強化	集積所の設置及び利用に関する相談及び指導	「所沢市ごみ集積所設置基準」の見直し	○
		資源物の持ち去り行為の禁止	パトロールの強化 「資源物持ち去り禁止」の看板や「意思表示紙」の作成	○
		不法投棄防止対策の充実	警察機関や市民との連携による監視体制の強化 不法投棄防止看板の配付 不法投棄防止パトロール及び撤去業務委託	○
		市で収集できないものの周知徹底	「家庭の資源とごみの分け方・出し方」で分かりやすい分別方法の周知	○
		事業系ごみの排出指導	事業者に対するごみの排出指導強化(搬入検査の実施)	○
2. 排出抑制計画		施策内容	実施状況	評価
3	【重点】ごみの減量・排出抑制	生ごみ減量の推進	生ごみの水切りの啓発、食品ロス削減の推進 生ごみ処理器購入に対する奨励金の交付 生ごみ減量・資源化推進事業の実施(堆肥製造事業者への委託)	○
		食品ロスゼロのまち推進事業の推進	「食品ロスゼロのまち協力店」の登録数拡大。取り組み内容を市ホームページ等に掲載 食べきりタイムの啓発・実施	○
		粗大ごみ、プラスチック、破碎ごみ類の減量・資源化	「粗大ごみ受付センター」の設置(平成29年4月～) エコロでの再生・頒布を実施 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」で分かりやすい分別方法の周知	○
		ごみの減量・資源化の推進と支援	イベントや講座、市ホームページやSNSを通じて、ごみの減量・資源化に関する啓発を実施	○
4	持込ごみの受入方法検討	受入に関する事項の検討	「西部クリーンセンター市民持込ステーション」の開設(平成27年12月～)	○
5	ごみ処理手数料の見直し	家庭ごみ処理費用等の検討	廃棄物減量等推進審議会において、ごみ処理費用の有料化に関する検討を実施	○
		事業系ごみ処理手数料の適宜見直し	事業系一般廃棄物処理手数料の適宜見直し(令和2年4月～240円/10kg→250円/10kg)	○
3. リサイクル計画		施策内容	実施状況	評価
6	集団資源回収等、リサイクル拡大	集団資源回収等システムの拡大	文書等送付による参加促進 行政回収に代わる集団資源回収の促進	○
		紙類の資源化推進	集団資源回収事業報償金の単価引き上げ(平成28年4月～5円/kg→6円/kg)	○
		中間処理残渣等の有効利用に向けた研究や情報の収集	灰溶融炉の廃止に伴い、焼却灰等の資源化先の検討及び実施	○
		食品循環資源登録再生利用事業者の施設の活用	市内事業者から発生する食品残渣について、資源化に関する指導・助言	○

3. リサイクル計画		施策内容	実施状況	評価
7	【重点】分別の徹底・区分の見直し	紙パックの集積所による回収	拠点回収は実施しているが、集積所による回収は未実施	×
		びん・かん・スプレー缶の別袋による収集	未実施	×
		資源物の収集品目の検討	「古着・古布」の分別回収の実施	○
		収集頻度及び収集日程の適宜見直し	行政回収に代わる集団資源回収の促進	○
		古着・古布の集積所による試験回収事業	市内2地区でのモデル回収実施（平成27年4月～7月） 全地区での分別回収を実施（平成28年4月～）	○
		トコとん資源化推進事業（雑がみ回収推進事業）	集団資源回収事業報償金の単価引き上げ（平成28年4月～5円/kg→6円/kg） 雑がみ回収の周知	○
8	地域循環ネットワークの拡大	東所沢エコステーションの充実	市民が持ち込む資源物の受入体制の整備	○
		地域との連携強化	集団資源回収の推進	○
		エコロを中心としたリサイクルネットワーク確立	講座、頒布公開抽選会開催、エコロボランティア活動 拠点回収活動支援	○
4. 収集運搬計画		施策内容	実施状況	評価
9	【重点】収集・運搬体制等の整備・充実	収集・運搬業務の委託拡大	収集運搬業務の委託拡大に向けた計画を策定 委託地区を70%に拡大	○
		高齢社会等への対応	「家庭の資源とごみの分け方・出し方」及び市の福祉部で作成している冊子に、「ふれあい収集」について掲載し、周知・普及 「粗大ごみ訪問運び出しサービス」の実施	○
		環境にやさしい収集車両の導入	EVパッカー車の導入	○
5. 中間処理計画		施策内容	実施状況	評価
10	【重点】適正な維持管理・処理施設の計画的整備の実施	適正な維持管理の徹底	法令及び自主基準値遵守のための対策を実施 今後のごみ処理施設の在り方について検討	○
		東部クリーンセンターの計画的整備	延命化工事の実施（平成29年12月～令和3年3月） 長期包括運営委託による安定的・効率的な施設運営の実施	○
		西部クリーンセンターの計画的整備	基幹的改良（長寿命化）工事の実施（平成26年9月～平成29年3月） 長期包括運営委託による安定的・効率的な施設運営の実施	○
11	【重点】中間処理方法の検討	廃プラスチック類の焼却処理による最終処分量の削減	廃プラスチック類の焼却処理の実施 焼却灰及びばいじんのセメント化等による資源化の推進	○
		リサイクルプラザ等での効果的な処理方法の検討	びん・かん・スプレー缶の別袋による収集については未実施	×
		新たな資源化・処理方法・委託先の検討	木質バイオマスや生ごみバイオマスの資源化について検討中	△
12	【重点】エネルギーの利用方法の検討	ごみ処理関連施設における省エネルギー化の推進	機器更新に際し、設備のインバータ化・高効率モーターを採用	○
		発電・余熱利用の推進	ごみ焼却で発生する余熱を発電、給湯、冷暖房へ有効利用 延命化工事の際に、発電効率を上げる改良を実施 東部クリーンセンターで発電した電気を(株)ところざわ未来電力へ供給（平成30年10月～）	○
		焼却灰及びばいじんの有効利用の推進・検討	焼却灰及びばいじんをセメント原料や人工砂、人工砕石へ資源化	○
6. 最終処分計画		施策内容	実施状況	評価
13	【重点】最終処分場の整備	市民の合意に基づいた最終処分場の確保	計画各段階の情報公開 市民との合意形成	○
		適正な整備計画の検討	施設規模や施設配置等の検討 地権者、地元市民等の意見聴取	○
		周辺整備の検討	地元市民等の生活の利便性が向上する周辺整備の内容を検討	○
		施設整備までの最終処分先の確保	県、民間の最終処分先を確保	○
14	最終処分に関する負荷軽減	最終処分量の減量化及び減容化等の推進	焼却灰及びばいじんをセメント原料や人工砂、人工砕石へ資源化	○
		建設予定地の周辺環境の整備、環境負荷の低減	環境負荷の少ない施設の検討	○

## (2) 一般廃棄物処理システム評価

市町村が行う一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いの客観的かつ定量的点検・評価を支援するため、国が作成・提供している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を使用した評価結果を示します。

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールでは各指標を類似自治体と比較し、類似自治体における当該市町村の状況を把握するものです。評価する指標を表資- 12 に、令和3年度における市と類似都市の比較結果を表資- 13 及び図資- 14 に示します。

それぞれの評価項目の指数は100を類似都市平均として、100以上となると、他市と比較して優れていることを示します。

類似自治体と比較して市は、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント減量化等除く）、廃棄物のうち最終処分される割合の指数は高く平均より優秀ですが、人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用の指数が低く平均より劣っていると判断されます。

表資- 12 一般廃棄物処理システム評価項目（指標）

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
人口1人1日当たりごみ総排出量	総排出量/計画収集人口/365	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなります。
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) <sup>※1</sup>	リサイクル量(資源化量)/総排出量×100	実績値/平均値×100	指数が大きいほど資源化率は高くなります。
廃棄物のうち最終処分される割合	最終処分量 <sup>※2</sup> /総排出量×100	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きいほど最終処分率は小さくなります。
人口1人当たり年間処理経費	(処理及び維持管理費)/計画収集人口	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きいほど1人当たり年間処理経費は小さくなります。
最終処分に要する費用最終処分減量に要する費用	(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きいほど最終処分に要する費用対効果は高くなります。

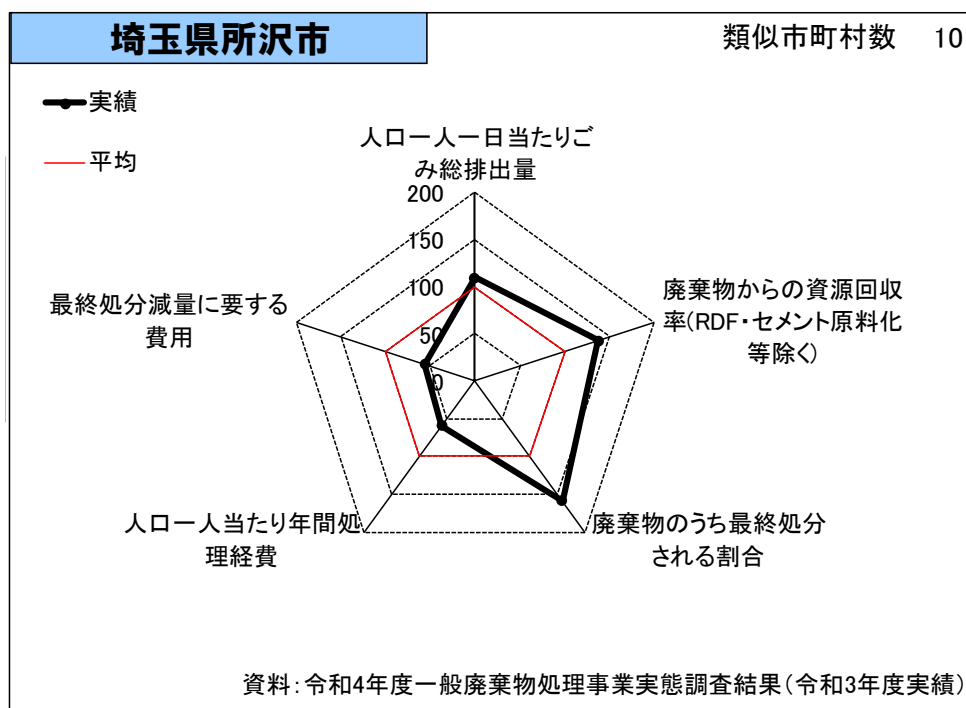
※1：本計画におけるリサイクル率と同じ。一般廃棄物処理実態調査結果におけるリサイクル率R'と同じ

※2：本計画における埋立量と同じ

表資- 13 市と類似都市の比較分析結果（令和3年度実績）

市町村名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量		廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く)		廃棄物のうち最終 処分される割合		人口一人当たり年 間処理経費		最終処分減量に要 する費用	
	人	kg/人・日	指数	t/t	指数	t/t	指数	円/人・年	指数	円/t	指数
埼玉県 所沢市	343,867	0.764	109.5	0.281	137.9	0.021	158.3	14,779	59.7	49,119	56.3
埼玉県 草加市	250,816	0.796	105.7	0.184	90.3	0.060	81.0	9,392	110.8	30,986	109.3
神奈川県 平塚市	257,883	0.831	101.6	0.255	125.2	0.009	182.1	9,926	105.8	31,918	106.6
新潟県 長岡市	264,325	0.881	95.7	0.239	117.3	0.089	23.4	9,000	114.6	29,496	113.7
静岡県 富士市	250,969	0.763	109.6	0.218	107.0	0.014	172.2	6,996	133.6	25,287	126.0
愛知県 一宮市	382,656	0.842	100.3	0.15	73.6	0.116	-30.2	9,260	112.1	29,961	112.3
愛知県 春日井市	310,149	0.791	106.3	0.134	65.8	0.085	31.3	14,422	63.1	51,757	48.5
三重県 四日市市	310,110	0.924	90.6	0.19	93.3	0.008	184.1	9,829	106.7	28,085	117.8
大阪府 茨木市	283,255	1.015	79.8	0.206	101.1	0.050	100.8	12,800	78.5	35,574	95.9
兵庫県 加古川市	261,966	0.836	101.0	0.18	88.4	0.052	96.8	8,927	115.2	29,525	113.6
平均	-	0.844	100.0	0.204	100.0	0.050	100.0	10,533	100.0	34,171	100.0

※：一般廃棄物処理実態調査の値を使用しているため、本計画の値と一致しない場合があります。  
 ※一般廃棄物処理実態調査 令和3年度調査結果（環境省）を参考に作成しています。



図資- 14 市と類似都市の比較分析結果（令和3年度実績）

(3) 基本計画（令和元年 10 月改訂版）の評価

令和元年 10 月度に改訂した基本計画について、令和 4 年度時点の目標達成状況を表資-14 に示します。

長期目標値を達成している場合を◎、中期目標値を達成している場合を○、中期目標値を未達成の場合を△としており、目標値に対しての増減を括弧内に記載しています。

表資- 14 令和元年 10 月度基本計画目標の達成状況（令和 4 年度時点）

指標	実績値			目標値		目標達成状況
	平成 25 年度	令和元年度	令和 4 年度	中期 (令和元年度)	長期 (令和 11 年度)	
家庭系ごみ排出量(g/人・日) (集団資源回収量等を含む)	711	670	632	675 (H25比5%削減)	654 (H25比8%削減)	◎ (-22g/人・日)
1日あたりの 事業系ごみ排出量(t/日)	56	49	38	53 (H25比5%削減)	51 (H25比8%削減)	◎ (-13t/日)
焼却処理率(%)	79.2	77.6	80.1	75.0	70.0	△ (+10.1%)
リサイクル率(%) <sup>※1</sup>	26.8	29.2	30.8 <sup>※2</sup>	30.0	35.0	○ (-4.2%)
埋立て対象物発生割合(%)	9.2	8.9	8.8	8.3 (令和2年度 目標)	8.0	△ (+0.9%)

凡例：◎：長期目標値達成済み、○：中期目標値達成済み、△：中期目標値未達成

※1：所沢市一般廃棄物処理基本計画（令和元年度 10 月改訂版）では、

「リサイクル率＝資源化量（溶融スラグ、焼却灰等を含む）÷総ごみ量」

としており、本計画でいうリサイクル率とは異なります。

※2：令和4年度の資源化量は、市外からのごみ受入分を除いているため、清掃事業概要と整合しません。

(4) 県及び国の目標値との比較

市の令和4年度実績値とごみ処理に係る県及び国の目標との比較を表資-15に示します。

目標を達成している場合を◎、未達成の場合を△としており、目標値に対しての増減を括弧内に記載しています。

表資-15 国と県の目標との比較（令和4年度時点）

指標		ごみ排出量 (t/年)	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ等を除く) (g/人日)	リサイクル率 (再生利用率) ※3 (%)	最終処分量 (t/年)	
県の目標値 (目標年度)	県廃棄物処理基本計画※1 (令和7年度)	-	-	440	33.6	28g/人日	
国の目標値 (目標年度)	循環基本計画 (令和7年度)	-	850	440	-	-	
	廃棄物処理法基本方針※2 (令和7年度)	対H24比 排出量 約16%削減	-	440	約28% (R9において)	対H24比 約31%削減	
市の状況	実績	平成24年度	110,182	880	496	26.7	6,346
		令和4年度	92,983	741	448	30.8※4	1,913 15g/人日
	達成状況	県の目標値	-	-	△ (+8g/人日)	△ (-2.8%)	◎ (-13g/人日)
		国の目標値	◎ (-15.6%)	◎ (-109g/人日)	△ (+8g/人日)	◎ (+2.8%)	◎ (-38.9%)

凡例：◎：県、国の目標値達成済み、△：県、国の目標値未達成

※1：第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減計画）（令和3年3月）

※2：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示第49号）

※3：県及び国の目標では、  
「リサイクル率＝資源化量（溶融スラグ・焼却灰等を含む）÷総ごみ量」  
としており、本計画でいうリサイクル率とは異なります。

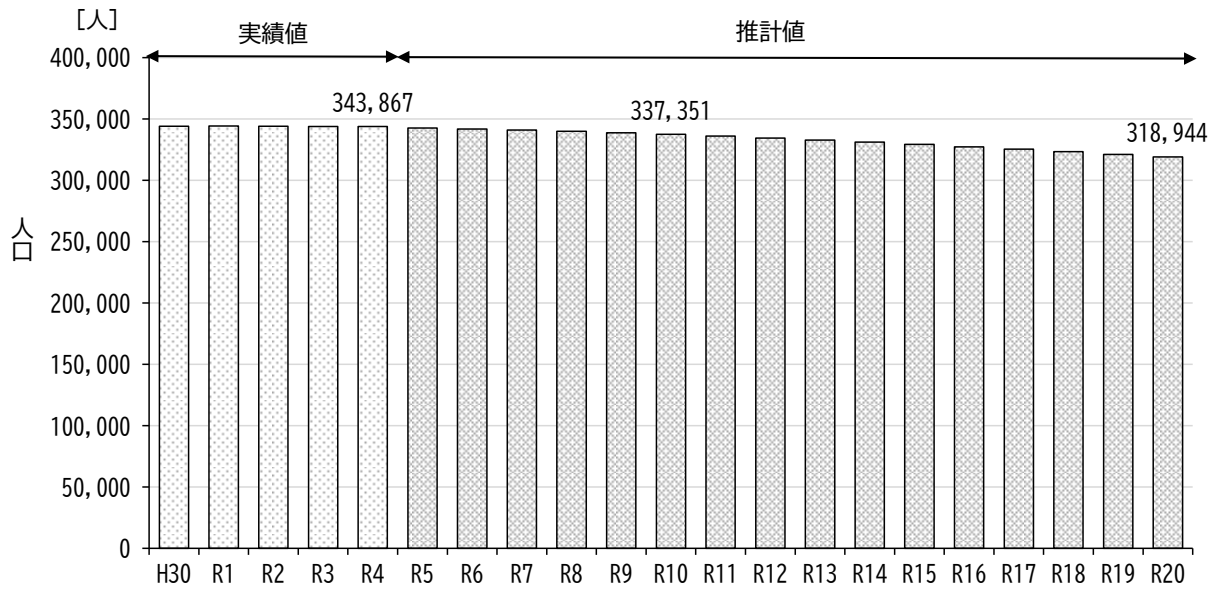
※4：令和4年度の資源化量は、市外からのごみ受入分を除いているため、清掃事業概要と整合しません。



## 2.3 ごみ排出量の推計

### (1) 将来人口の設定

将来人口の推移を図資- 15 に示します。将来人口は、第 6 次所沢市総合計画実施計画書(2022~2025)の人口推計を基に設定しています。



図資- 15 将来人口の推移

(2) 現状のまま推移した場合の将来ごみ量

1) 推計条件

① ごみ排出量

ごみ排出量は、以下の条件で推移するものとしました。

家庭系ごみ：1人1日あたり家庭系ごみ排出量が令和4年度実績値で推移すると仮定  
事業系ごみ：1日あたり事業系ごみ排出量が令和元年度実績値で推移すると仮定

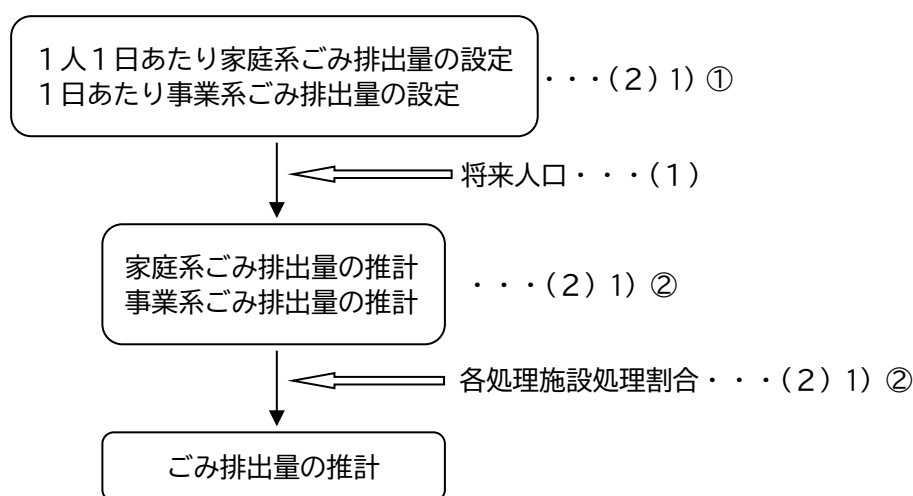
② 年間ごみ処理量

年間ごみ排出量は、以下の式で推計されるものとしました。

家庭系ごみ = 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 × 人口 × 年間日数  
事業系ごみ = 1日あたり事業系排出量 × 年間日数

2) 推計方法

将来ごみ量の推計方法を図資-16 に示します。



図資-16 将来人口の推移















### 3. 生活排水処理

#### 3.1 生活排水処理システム

##### (1) 処理主体

市の生活排水の処理主体を表資- 22 に示します。

市より発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿処理施設（所沢市衛生センター）において処理を行っています。

表資- 22 生活排水の処理主体

処理施設等の種類	対象となる生活排水の種類	主体
下水道	し尿及び生活雑排水	埼玉県及び所沢市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 (所沢市衛生センター)	し尿・浄化槽汚泥	所沢市

##### (2) 公共下水道計画

市の公共下水道計画を表資- 23 に示します。

市の下水道で排除した生活排水は埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターで処理されています。

表資- 23 公共下水道計画

区 分	全体計画	事業計画
計画区域面積	6,600ha	3,495.8ha
計画処理人口	318,400人	287,840人
計画目標年次	R6年度	R4年度
計画汚水量（日最大）	148,800m <sup>3</sup>	135,030m <sup>3</sup>
処理場	埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センター（和光市）	
供用開始年月日	昭和43年6月1日	

### (3) 浄化槽の設置世帯数

市の平成 30 年度から令和 4 年度の浄化槽の設置世帯数を表資- 24 に示します。

令和 4 年度における浄化槽の世帯数は 6,140 世帯であり、平成 30 年度以降、減少傾向となっています。

表資- 24 浄化槽の設置世帯数

区 分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
浄化槽設置世帯数	世帯	8,038	6,586	6,424	6,223	6,140
合併処理浄化槽	世帯	2,672	2,477	2,425	2,356	2,337
単独処理浄化槽	世帯	5,366	4,109	3,999	3,867	3,803

### (4) 収集運搬の実施主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬実施主体を表資- 25 に示します。

一般家庭のし尿は委託業者、その他のし尿及び浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬されています。

表資- 25 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬実施主体

項目	収集対象	収集運搬実施主体
家庭系	し尿	委託業者
	浄化槽汚泥	許可業者
事業系	し尿及び浄化槽汚泥	許可業者

(5) 収集運搬手数料

し尿の収集運搬手数料を表資- 26 に示します。

表資- 26 し尿の収集運搬手数料

項目		単位	収集運搬手数料
し尿	普通世帯	世帯制 1世帯つき	月額 440 円/世帯
		人員制 世帯構成員1人（2歳未満児を除く。）につき	月額 270 円/人 ※特殊便槽 +220 円/世帯 ※簡易水洗便槽 +220 円/人
	病院、食堂、事務所、その他不特定多数の使用する施設	100 リットルにつき	890 円/100L

※所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例による。

(6) し尿処理施設の概要

所沢市衛生センターの概要を表資- 27 に示します。

市のし尿及び浄化槽汚泥は所沢市衛生センターに搬入され、脱水希釈処理の後、適正な管理のもと、下水道放流しています。

表資- 27 所沢市衛生センターの概要

施設名称	所沢市衛生センター
所在地	所沢市東所沢和田三丁目 31 番地の 1
敷地面積	2,800.76 m <sup>2</sup>
建物面積	692.56 m <sup>2</sup>
処理能力	49kl/日（し尿 11kl/日、浄化槽汚泥 38kl/日）
処理方式	脱水希釈処理 + 下水道放流
運転開始	平成 24 年 4 月

## 用語集

### 【あ行】

#### 一般廃棄物

廃棄物には、大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める 20 種類をいい、それ以外の廃棄物が「一般廃棄物」とされています。「一般廃棄物」は自治体が処理について責任を持ち、「産業廃棄物」は排出事業者が自ら処理することが原則です。また、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるものを「特別管理一般廃棄物」として厳重に管理することとしています。

#### 一般廃棄物処理実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の自治体に対して行う調査のことです。調査結果は、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況についてとりまとめられています。

### エコロまつり

リサイクルふれあい館「エコロ」は、周辺の自然環境と調和し、自然エネルギーを利用する等、環境に配慮し、循環型社会の形成に向けたごみ減量・リサイクルを中心とする環境教育のための学習施設です。リサイクルふれあい館の愛称「エコロ」は、「エコロジー」と「トコロザワ（所沢）」と「ココロ（心）」の音から生まれました。

毎年 5 月 1 日には開館記念イベント「エコロまつり」が開催され、様々な催し物が企画されています。

### SDGs

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことで、17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」を掲げています。

### 温室効果ガス

太陽の光によって暖められた地表面の熱が赤外線として宇宙空間へ放射される際、その熱の一部を吸収し、温室のように地球を暖める性質を持つガスのことです。

温室効果ガスには、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、フロンガス等が挙げられます。

### 【か行】

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを指します。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

#### 合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設です。

公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられています。

### 環境基本法

環境に関する基本法で、環境に関する施策の基本的な方向を示す規定で構成され、廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊などといった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としています。

### 減容化

減容とは、廃棄物を事前に、焼却、破碎、圧縮等を行うことで、最終的に処分する容量を少なくしておくことです。

### コンポスト

生ごみ等の有機性廃棄物からつくる堆肥、または堆肥化手法のことです。装置は 大がかりなコンポスト化プラントから、家庭用の小型生ごみ処理機まで多種多様です。

### 【さ行】

#### 集団資源回収

集団資源回収は、市が実施している資源回収とは別に、町会、自治会、学校 PTA、集合住宅、近所の方々が集まって始める自主的な回収です。

### 循環型社会

廃棄物の発生を抑え（リデュース）、使用済み製品がリユース・リサイクル・熱回収等により適正かつ循環的に利用され、その他については適正処分によって、天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り少なくする社会のことです。

## ストーカ炉

火格子を階段状に並べた燃焼装置で、階段状の火格子が前後に動くことで、ごみを転がしながら燃やす炉のことです。

## セメント原料化

焼却灰の再生利用法の1つで、セメントの成分に近い焼却灰を焼成して、セメント原料にする再資源化方法です。

### 【た行】

#### 脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る水分の少ない汚泥のことをいいます。

#### 単独処理浄化槽

し尿だけを処理する浄化槽のことです。生活雑排水（風呂、台所等からの污水）は未処理のまま放流されます。「単独処理浄化槽」の新規設置は、原則、認められていません。また、現在、設置されているものでも、生活雑排水にも対応した環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換が強く求められています。

#### 中間処理

廃棄物を燃やしたり、破碎・選別したりしてできるだけ小さく、軽くし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪い影響を与えないようにする処理工程。鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別・回収して、有効利用する役割もあります。廃棄物のリサイクルと適正処理を進めていく上で、なくてはならないプロセスです。

#### 長期包括委託

施設の維持管理にかかる業務委託の範囲を運転管理から、ユーティリティ管理や補修まで拡大した性能発注に基づく施設管理運営委託です。

#### 長寿命化計画

廃棄物処理施設のストックマネジメントに関し、所管自治体が定める具体的な計画を「長寿命化計画」と呼びます。長寿命化計画は、施設保全計画及び延命化計画の二つを指します。

### 【は行】

#### 不燃残渣

中間処理の過程で残った残渣で、焼却処理施設で焼却できないごみのことを言います。

#### ふれあい収集

所沢市が実施している高齢の方や身体に障害のある方等のうち、自分でごみを集積所に出すことが困難で、身近にごみ出しの協力が得られない、もしくは協力者がいない世帯を対象とした収集方式です。

### 【や行】

#### 容器包装プラスチック

容器包装リサイクル法は、容器（商品を入れるもの）、包装（商品を包むもの）（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、リサイクルの対象としています。

上記の容器包装のうち、プラスチック製のものについて、容器包装プラスチックと呼んでいます。

#### 溶融カレット

溶融時に原料に加えて使用するガラスくず全般のことです。主にびんの原料として、ガラスくずを細かく砕いたものがあります。資源ごみとして回収されたワンウェイびん、その他の使用済みガラス製品、割れたり傷ついたりして再利用不能となったリターナブルびん等は、色別に分類され、小さく破碎されてカレットになります。

#### 溶融スラグ

燃やせるごみを焼却したときにできる灰（焼却灰）を、電気やガスを使って1,200℃以上の高温に加熱し、溶融・固化してできる人工砂です。容積は、灰の約2分の1に、元のごみの状態からは約40分の1になります。スラグにすると、灰中のダイオキシン類が分解され、重金属を封じ込むことができるため、土木資材等として安全に有効利用できます。

### 【ら行】

#### ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。